

南房総市地域防災計画

第3編 風水害編

第1章 総則

本編は、第1編総論で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

南房総市は、千葉県南部に位置し、房総半島南端の館山市を包むように市域が形成され、西は東京湾、東は太平洋に面している。

市内の地形は中央部から北部にかけて丘陵地・山地が広がり、その間に狭隘な平地が带状に展開した複雑な地形を示している。中央部の南は比較的平坦な地形で、南部は海岸沿いが平地、内陸部は丘陵地が展開している。これらの丘陵地の間を河川が流れるが、その方向は主に南北方向および東西方向に流れている。なお、丘陵地や山地の標高は低いことから、河川の流れは急峻ではなく、比較的緩やかである。

このように本市は、東西を海に囲まれるとともに、丘陵・山地が広がり、降雨・暴風等により被害を受けやすい地形的条件にあり、近年の大規模地震に伴う津波の他、台風や集中豪雨、竜巻等の災害の発生が予測される。

そのような中で、都市化の進展、市民の生活様式の変化による上水道、電気等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる災害時要支援者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されており、自然災害を未然に防止することはできないものの、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

第2章 災害予防計画

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

第1節 防災意識の向上

■計画方針

市は県と防災関係機関と連携しながら、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前などの時期をねらい、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、市民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

1. 防災教育

市は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

2. 過去の災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3. 防災広報の充実

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取り組みを強化するため、県、市町村をはじめとするさまざまな防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

(1) 広報すべき内容

① 南房総市地域防災計画の内容

② 災害予防の概要

各世帯における防災知識が災害予防につながるものについて、災害が予想されるシーズン前に周知を徹底するよう努める。

ア 出火の防止及び初期消火の心得

イ 台風時における家屋の保全方法等

③ 災害時の心得

ア 避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明

イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備

ウ 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行

エ 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄

オ 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得

カ 避難予定場所と経路等

キ 自動車へのこまめな満タン給油

ク 被災世帯の心得ておくべき事項

ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

④ 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、ハザードマップの作成により住民に周知する。

(2) 実施方法

① 防災行政無線の利用

防災行政無線を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等に基づく放送を随時行う。

② 広報紙

防災に関しての知識を深めるため、市の広報紙「広報みなみぼうそう」に、防災知識に関する事項を掲載する。

③ 防災に関する講演会、説明会、座談会の開催

地震、津波、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の高揚を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時住民や職員、その他関係者を対象として実施する。

④ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の高揚を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた、児童生徒への防災教育の充実を図る。

⑤インターネット等の活用

ホームページ等に防災意識高揚のための動画を掲載するなど、防災知識の普及を図る。

⑥分かりやすい内容

防災への意識・知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者への広報に十分配慮するとともに、分かりやすい広報資料の作成に努める。

(3) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

4. 自主防災体制の強化

防災直後の自助の取り組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大災害が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の策定を進めることとする。

自主防災組織は、日ごろ地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、県と市は協力してこれを促進する。

①南房総市の自主防災組織の現況と課題

現在、市の自主防災組織は116行政区全てで組織されているが、活動状況についてはばらつきがある。

②地域の自主防災組織の育成・指導

ア 自主防災組織の役割に関する啓発

自主防災組織活動を活性化するため、各種媒体や情報提供等を通じ、自主防災組織に関する関心を啓発するとともに、防災訓練への参加・支援の他、防災資機材の整備推進を通して自主防災組織の育成を図る。

イ 地域の自主防災組織の育成・指導

市は、地域の自主防災組織に対し、次のような支援を行う。

- ☐ 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導
- ☐ リーダー養成のための講習会等の開催
- ☐ 情報伝達訓練、避難訓練の実施指導
- ☐ その他の自主防災組織の育成、指導に必要な事項

ウ 自主防災組織の編成

- ☐ 自主防災組織は、原則として既存のコミュニティである行政区を単位として編成する。
- ☐ 昼間と夜間で人口が大きく異なる地域においては、昼夜間及び休祭日・平日においても支障がないように組織を編成する。

エ 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時においても支障がないように組織を編成する。

(ア) 平常時の活動

- ☐ 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ☐ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ☐ 情報収集・伝達、初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- ☐ 消火用資機材、応急手当用医薬品等の災害時資器材の整備・点検等
- ☐ 地域の災害危険性の把握や避難所・避難経路の周知等

(イ) 災害時

- ☐ 初期消火の実施
- ☐ 情報の収集・伝達
- ☐ 救出・救護の実施及び協力
- ☐ 集団避難の実施
- ☐ 炊出し及び救助物資の分配に関する協力
- ☐ 要配慮者の安全確保等

(2) 事業所防災体制の強化

大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、市内にある事業所における組織的な初期対応が被害の拡大を防止するうえで重要となることから、市内の事業所における防災組織の育成指導を図る。

① 多数の人が出入りする施設の防災組織

学校や不特定多数の人が出入りする病院及び観光施設等の管理者は、災害の防止及び被害の軽減を図るため、防災組織を結成し防災対策を実施するとともに、市が実施する防災関連活動に積極的に協力する。市は、防火管理者を主体とした自主的な防災組織の育成指導の推進を図る。

②危険物取扱施設等の防災組織

危険物取扱施設等における予防規程及び自衛消防組織の活動等に対し、必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

③事業所の防災組織

各事業所は、自主的に防災組織を編成し、事業所における安全を確保するとともに、地域の自主防災組織として位置づけ、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。さらに、市が実施する防災関連活動に積極的に協力する。また、市は、事業所と地域が連携できるよう指導や助言を行う。

④防災関連活動の内容

事業所等の自主防災組織が行う防災関連活動の主な内容は次のとおりとする。

- ア 防災訓練の実施
- イ 従業員の防災教育
- ウ 火災その他の災害予防対策
- エ 地域の防災活動への協力

(3) 防災訓練の充実

災害時の防災活動の円滑な遂行を期するため、防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置く防災訓練を実施し、住民及び事業所の防災意識の高揚に努める。

また、訓練後は評価を行い、課題等を明らかにしてその改善を図る。

(4) 水防訓練の実施

市は、水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を予想して水防管理団体が連合し実施する。

①実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果があがる時期を選んで実施する。

②実施地域

河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

③方 法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

(5) 消防訓練

消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施する。

(6) 避難等救助訓練

市は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、

工場、事業所等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。また、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行う。

(7) 災害対策本部訓練

市は、大規模地震と同様に、台風や大雨等の風水害を想定した災害対策本部運営に係る図上訓練を実施し、災害対策本部設置前の活動や災害対策本部の設置（及び災害即応体制からの移行）運営、県・近隣自治体・防災関係機関等との連携及び広域応援等に係る図上訓練を実施するよう努める。

(8) 総合防災訓練

市は、県や関係機関と合同して、各種の総合防災訓練を実施する。

5. 防災士の育成

災害に対しては、「自助・共助・公助」の考え方から、行政だけでなく、自主防災組織や、事業所はもとより市民一人ひとりが、自分でできることは何か考え、それぞれの地域社会で役割を果たすことが必要である。そのため、市は、地域・職場において防災のリーダーとなる防災士の育成を推進する。

6. 災害対策コーディネーター養成講座の実施

災害対策コーディネーター養成講座（県認定講座）を市内で NPO 法人等との共催により開催する。これにより、平常時においては、地域防災力向上のための取り組みを行い、大規模災害時には、地域に密着した自主防災組織、ボランティア、NPO 等の協力を得て、各組織を取りまとめるとともに、他の組織や行政関係機関との連絡調整役を担う、地域に密着した災害対策コーディネーターの養成とそれによる地域防災力の向上を図る。

7. ボランティアの育成・確保

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合は、ボランティアの参加・協力による円滑な災害応急活動が必要不可欠である。したがってボランティアの参加・協力の推進を図るため、平時からの災害ボランティアの育成・確保を積極的に図る。

(1) ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容は次のとおりとする。

① 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど

- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

②専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を有する活動等

（２）ボランティア担当窓口の設置

ボランティア担当窓口を南房総市社会福祉協議会に設け、ボランティア希望者からの問い合わせの対応や登録受付等ボランティア活動が円滑に行われるよう活動体制の整備を支援していく。

また、ボランティア担当窓口は、平常時から県のボランティア担当部局と連絡をとり、円滑にボランティア活動が行われるよう情報交換に努める。

（３）普及・啓発活動の推進

災害時におけるボランティアに対する住民や企業の関心を高めるため、平常時からボランティア活動に対する講習会の開催、学校教育への導入等も検討する。

また、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）を中心にボランティア知識の普及活動を行い、災害時のボランティア意識の醸成に努める。

（４）ボランティアリーダーの養成

災害時におけるボランティア活動の円滑化とボランティアニーズに対応するために必要なボランティアリーダーを養成するよう努める。

（５）ボランティアの活動環境の整備

災害発生時に、迅速・的確に災害ボランティアセンターが開設できるようあらかじめ設置場所の整備を行うとともに、情報通信手段となる非常用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備に努める。

第2節 水害予防対策

■計画方針

大雨や洪水、高潮による家屋等への浸水、山崩れや農作物等の被害を軽減するための河川改修や治山・砂防対策を行うとともに、農作物に対する予防策を講じる他、高潮対策を推進する。

1. 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接的な被害をいい、大雨による田畑の浸水、洪水による田畑の流失、山崩れによる田畑の埋没等農地への直接的被害と、冠水による農作物の腐敗、病虫害の発生等間接的な被害がある。

このため、降雨予報等の情報を的確にとらえ、水害が予想される場合は、河川の堤防補強や移動可能な農作物をあらかじめ移動する等の直前の応急対策を講じ、万一水害を受けた場合には耕地の停滞水や土砂をなるべく早く除去するとともに、病虫害予防対策等応急の措置を講じることが大切である。以上はあくまでも応急対策であるが、水害に対する営農上の対策を農業協同組合等関係機関と協議し、被害の減少を図る。

(1) 水害の気象的条件

雨による災害は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが問題である。同じ50mmの雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

① 短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、中小河川や水路の急な増水などが発生する。

② 短時間強雨を含む大雨(集中豪雨)

台風、低気圧、前線活動による大雨(強雨を伴う)で、低地の浸水、土石流、山・がけ崩れ、河川の洪水・氾濫など大きな災害に結びつくことが多い。

③ 一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。また、土石流、山・がけ崩れが発生することもある。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

(2) 対 策

ア 水害が予想されるときは、河川の堤防の補強、土のうの配置、あるいは臨時の堤防を築く等の他、ポンプ排水やダムの放流等を行い、洪水の調節に努める。

イ 溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておく。

ウ 気象条件等から必要な対策を的確に実施するため、基幹的な排水施設について事前に運転を行う。

2. 河川改修等の治水事業

時間雨量50mm(概ね、10年に1回の降雨)に対して、安全な河川整備を進めていく。また、今後新たな河川改修を行う場合は、環境や利水を含む個々の河川特性に応じた河川整備基本計画及び河川整備計画を策定し事業を推進する。

市内の河川は、2級河川が15河川のほか、普通河川が数多くある。なお、豪雨時には、人家への影響は少ないものの、比較的狭い区域での洪水は多く発生しており、護岸の整備など水害防止策を図ることとしている。

また、農業用排水路は雨水の排水にも重要な役割を果たしているので、農業関係団体を通じ計画的除草等を実施して水流量の低下を防ぐなどの策を講じている。

3. 浸水想定区域等の調査把握と住民への周知

(1) 洪水浸水想定区域等の作成及び公表

洪水浸水想定区域は、水防法第14条第1項に基づき、知事が指定した河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものであったが、平成27年の水防法の改定により対象降雨が「計画の基本となる降雨」から「想定最大規模降雨」へ変更となり、県管理の一・二級河川、湖沼等は、降雨の規模を想定最大規模降雨とし、水位周知河川及びその支川については浸水想定区域図を令和2年5月までに作成・公表している。さらに、令和3年7月の水防法改正により、その他の河川についても洪水浸水想定区域の作成が義務付けられたことから、県は令和4年3月29日に洪水浸水想定区域図を作成・公表した。

(2) 浸水想定区域等に基づいた洪水ハザードマップ作成

市は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、洪水ハザードマップ(防災マップ)の作成と配布、市のホームページや広報紙などにより、一般住民に対し洪水浸水想定区域や避難所等の周知に努める。

資料編 p 13

河川法一・二級河川表(二級河川)

資料編 p 13

県管理河川等重要水防区域

(3) 要配慮者利用施設の避難確保計画等について

市は水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に工場等、又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設(以下、「要配慮者利用施設」という。)で、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定め、その施設については洪水予報等の伝達方法等を定めるものとする。

なお、水防法第15条の3に基づき、第15条第1項の規定により市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、報告しなければならない。

4. 気象(降水量)、河川流量等の観測

災害対策を適切に実施するために、気象情報の収集が重要であるが、市で恒常的な観測体制を敷くことは困難であることから、県が平成24年4月1日から雨量・水位情報の公開を始めた「千葉県防災ポータルサイト」を活用する。

千葉県防災ポータルサイト

アドレス：<https://www.bousai.pref.chiba.lg.jp>

提供される情報

- ・ 県内に設置された雨量及び水位テレメーター観測値
(10分毎の観測値のリアルタイム表示)
- ・ 気象注意報警報発表状況
- ・ その他水防活動に係る情報等

市内及び周辺の観測地点は資料編に示す。

資料編 p 14

水位観測地点

雨量観測地点

5. 高潮予防計画

(1) 海岸高潮対策

市内の海岸部のうち、内房地区の東京湾沿岸については伊勢湾台風規模の台風を、外房地区においては既往の最高潮位により計画高潮位を算出し、さらに、波浪の影響がある箇所については、波の打ちあげ高を考慮して防波堤の天端高を決定し、海岸高潮対策を図っていく。

資料編 p 10

海岸法 海岸保全区域一覧表—その1〔農林水産省所管海岸〕

海岸法 海岸保全区域一覧表—その2〔国土交通省所管海岸〕

(2) 保安林整備事業

県は、森林によって潮風害を防止するとともに、高潮、津波等の被害を防止するため、保安林整備事業を実施している。

なお、実施に当たっては、直接波浪による浸水を防止するため防潮堤工事を施工し、この後方に森林を造成して、それぞれのもつ防災機能効果の促進を期する。

(3) 自衛体制の整備

① 住民等への情報伝達体制の確立

高潮が予知又は発生した時は、あらゆる広報媒体(有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等)や組織等を活用し、高潮情報の迅速な伝達に努める。

②避難体制の確立

ア 避難指示等の指示

気象官署が発表する高潮・津波予報を基本とし、海面監視、地域住民等の情報、テレビ、ラジオ等の情報を積極的に収集し、それらの総合判断のもとに、早期に避難指示等の指示ができる組織体制を確立する。

イ 避難誘導

同報無線、広報車、サイレン、半鐘等による指示誘導を基本とし、自治会や地域住民等の自主避難と連動し、迅速的確に実施ができる体制を確立するとともに、自主避難等を容易にするため、避難場所案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

また、自力避難の困難な高齢者、障害者などの実態を把握し、これら要配慮者を考慮した避難場所を確保するとともに、迅速、かつ、的確な避難誘導を行うため、防災関係機関、自主防災組織、近隣居住者等と協力してその体制整備に努める。

ウ 地域住民等の自主避難

自治的活動をする団体(自治会等)、自主防災組織等は地域住民等の避難誘導を行い、行政機関と連動し、早期に自主的な避難ができる体制を整える。

エ 防災知識の普及・啓発

住民に対し広報紙等により、高潮に関する知識の普及と防災意識の啓発を図る。

第3節 土砂災害予防対策

■計画方針

土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に把握し、当該土地の状況に適した土地利用を行う必要がある。このことから、災害危険度の高い場所について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日法律第57号)(以下「土砂災害防止法」という。))」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年7月1日法律第57号)(以下「急傾斜地法」という。))」、「地すべり等防止法」(昭和33年3月31日法律第30号)等に基づく災害防除のための対策を実施して住民の生命、財産の保全に努める。

1. 危険箇所の調査把握

市は、県や防災関係機関と連携し、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

(1) 土砂災害警戒区域等の調査把握

土砂災害を被るおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害警戒区域等の把握に努める。

(2) 土砂災害警戒区域等の公表

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、土砂災害警戒区域等を防災マップやハザードマップ、広報紙などに記載するほか、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場での標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般住民への周知に努める。

(3) 土地利用の適正化

土砂災害等を未然に防ぐため、総合的な土地利用の検討と適正な土地利用の誘導を図る。

なお、市内の所管省庁別・地区別の土砂災害危険箇所数は資料編に示す。

資料編 p 12	土砂災害警戒区域数一覧表
	土砂災害危険箇所数一覧表(国土交通省、農林水産省、林野庁所管)
	土砂災害危険箇所数一覧表

2. 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

市は、崩壊するおそれのある急傾斜地の現状を把握し、県は市の意見を聞いて急傾斜地崩壊危険区域を指定する。急傾斜地崩壊危険区域の指定基準は次のとおりである。

【急傾斜地崩壊危険区域の指定基準】

次の事項に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ☐ 急傾斜地の勾配が 30 度以上のがけ
- ☐ 急傾斜地の高さが 5m 以上のがけ
- ☐ 急傾斜地の崩壊により、危害が生じるおそれがある人家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院、公民館、旅館等に危害が生じるおそれがあるもの。

(2) 行為の制限

市は県と協力して、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防止措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物は、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

(3) 防止工事の実施

市は、急傾斜地崩壊危険区域等の危険度が高い箇所は、災害防止工事を促進するよう土地所有者、管理者等、被害を受けるおそれがある者に指導する。これらの者が施工することが困難又は不相当と認められる場合は、県に対し防止工事の実施を要請する。

また、避難所が土砂災害の危険区域内にある箇所については、優先的に防止工事を施工するように努める。

3. 地すべり災害防止対策

市は県と協力して市域における地すべり等防止法に基づき指定されている区域について、地すべり等による災害の防止に努める。

(1) 地すべり防止区域等の指定

県は市と協議のうえ、地すべり等防止法第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。

(2) 行為の制限

市は県と協力して地すべりによる災害を防止するため、地すべり等防止法第18条の規定により、地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し、又は、地すべりを助長し、若しくは誘発する行為等の制限等を行う。

(3) 防止工事の実施

市は県の地すべり防止工事に関する基本計画の作成に協力し、緊急度の高い区域から順次防止工事を実施する。

4. 山地災害対策

(1) 現 状

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家又は公共施設が被害を受けるおそれのある地区をいう。

こうした箇所を把握するため、県においては山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区の調査を実施しており、この調査結果を踏まえ、市は県と協議しながら計画的な治山事業の実施を図る。

(2) 実施計画

市は、山地災害危険地区のなかで降雨等により崩壊の危険性が高く、早急な復旧、予防対策を必要とする箇所から計画的に治山事業を実施する。

また、県が実施する治山事業計画に協力するとともに、山地災害危険地区については、随時調査点検し、常にその状態を把握する体制を整備する。

5. 土石流対策

土石流が発生するおそれのある区域について、砂防法第2条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため砂防指定地の指定を促進し、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象が多い箇所から防止工事を実施する。

6. 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき、防災等の措置を講じることがとどするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質、気象、周辺構造物、地下水の地域の実情を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

(1) 規制区域の指定等

宅地開発事業を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業等の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

(2) 宅地造成工事の指導

① 災害危険度が高い地区

急傾斜地崩壊危険区域等の災害危険度が高い土地については、原則として宅地造成の

工事区域から除外し、工事を規制する。

②人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じて、擁壁の設置等の保護措置を講じる。

③軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱地盤である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

(3)盛土の崩落を防ぐ安全対策

市は県と連携し、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、関係法令に基づく監督処分、撤去命令等の必要な防災措置を行う。

市は、防災措置が完了するまでの間の避難情報の発令基準等の暫定措置が必要な場合、県に対して適切な助言や支援を求める。

7. 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく許可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意する。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対して指導の徹底を図る。

8. 警戒避難体制の整備

市は、台風期及び豪雨時での土砂災害の発生が予想される箇所等について、地域住民への警戒避難体制に関する事項を次のとおり定める。

(1)土砂災害に関する情報の収集

県及び市は、平常時から土砂災害警戒区域等や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

(2)避難指示等発令基準

避難指示等の発令に当たっては、台風時での大雨等においては特に避難そのものに危険が伴うこと等を考慮し、豪雨が予測される場合には早期に発令するなど、住民の安全を第一とした判断を行う。

資料編 p 52

避難の種類及び発令基準

(3)警戒避難体制

市職員及び消防団員は危険区域の警戒巡視を実施し、行政区長及び自主防災組織等との

連絡を密にするとともに、住民等に対し避難準備を行うよう市防災行政無線、広報車、インターネット等により広報するほか、必要に応じて災害対策基本法第56条に規定する警告、第59条に規定する事前措置及び第60条に規定する避難指示等の措置を講じる。

(4) 警戒避難体制の整備等

市は、主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備するものとし、県は、これらについて市に対し、必要な支援を行なうものとする。

ア 市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

また、土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

さらに、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

イ 市は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、大雨警報（土砂災害）の危険度分布や土砂災害警戒判定メッシュ情報などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に避難情報等を発令する。

特に高齢者等避難は、要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

また、市は、これらについて、必要に応じて气象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市に対して避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、必要な情報を提供するとともに、平時から、气象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。

ウ 市は、土砂災害警戒区域等内において要配慮者利用施設が設置されている場合は、当該施設の管理者に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、避難情報の発令を判断した際には速やかに当該施設へ伝達できるよう努めるものとする。

また、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。

エ 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの市域に分割した上で、大雨警報（土砂災害）の危険度分布や土砂災害警戒判定メッシュ情報等を用い、危険度の高ま

っている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

オ 市は、避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

カ 市は、土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(5) 警戒措置

梅雨・台風時での豪雨の場合は、土砂災害警戒区域等について、雨水の排除に努めるとともに、常時巡回を実施し地勢の変化や湧水に注意する。また、異常が発見された場合は警戒体制を整え、必要に応じて市長は避難について指示するものとする。

(6) 土砂災害警戒情報

銚子地方气象台と県が大雨により土砂災害の危険が高まった市町村を特定し警戒情報を発表するもので、市町村長が避難指示等の災害応急対策を適時適切に行えること等を目的に、県及び銚子地方气象台が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、迅速かつ的確な土砂災害警戒情報の発表のための体制整備に努めることとしている。

(7) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

土砂災害防止法第6条の規定に基づき土砂災害警戒区域の指定を受けた区域(以下この項では「警戒区域」という。)における警戒避難体制は次のとおりとする。

ア 市と警戒区域の住民等は協力して避難所及び避難路を選定し、周知する。

イ 市は、气象台から大雨注意報が発表され、引き続き降雨があると予測される場合は、早期に警戒区域を重点とした警戒巡視を実施する。

ウ 警戒区域の住民等は、前兆現象などに注意し、異常を察知した場合は直ちに市に連絡する。

エ 銚子地方气象台及び県が、土砂災害警戒情報を発表した場合は、市は直ちに警戒区域の住民等に対し、あらかじめ定められた避難所等に避難するよう勧告する。

オ 警戒区域の住民等は、市から避難指示等があった場合は、あらかじめ定められた避難所等に避難する。

カ 現在、南房総市内での土砂災害警戒区域は、877箇所の区域が指定されている。

(8) 土砂災害警戒区域指定における住民説明会の開催及びマップの作成

土砂災害警戒区域の指定に際しては、その内容についての住民説明会の実施と、その区域等を明示したハザードマップ等を作成し、周辺住民に配布する。

9. 防災知識の普及・啓発

ア 県及び市は、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、防災訓練の実施に努める。

イ 県は、土砂災害警戒区域等の指定箇所及び土砂災害が発生するおそれがある箇所の基礎調査結果の指定箇所を公表する。

また、市は、上記箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知することにより、住民の防災知識の普及啓発に努める。なお、県は土砂災害を未然に防ぐ、あるいは、被害を最小限に抑えるため、土砂災害警戒区域等を次のサイトで公表している。

■ 県の土砂災害警戒区域公表サイト

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/sabou/keikai/index.html>

10. 孤立集落対策

県は、孤立するおそれのある地区を把握し、予防措置等の市町村の孤立集落対策を支援することとしており、市は、県との連携を図り必要な対策を講じる。

第4節 風害予防対策

■計画方針

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。これらを防ぐため、風害が予想される気象情報の早期入手や防風林等の整備により被害の低減を図る。また、過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

1. 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

市は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の气象台から発表される。各気象情報の内容は資料編に示す。

資料編 p 15

主な防災気象情報の種類

(2) 身を守るための知識

台風などによる気象災害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- (エ) 大粒の雨やひょうが降り出す。

イ 発生時に屋内にいる場合

- (ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く。
- (イ) 雨戸・シャッターを閉める。
- (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する。
- (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る。

ウ 発生時に屋外にいる場合

- (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
- (イ) 橋や陸橋の下に行かない。
- (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身

を伏せ、両腕で頭と首を守る。

(エ)電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない。

2. 農作物等の風害防止対策

(1) 多目的防災網の設置

多目的防災網は、風だけでなく、降雹、害虫、鳥など多目的な効果が得られる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

(2) 防風林の設置

ア 設置場所

防風林は、北側(冬季の季節風)や南西又は南東側(暴風雨、台風対策のため)、傾斜地では山背風の流入を防ぐために設置するが、両側面に設置すればより効果的である。市内の防風保安林の現況については資料編に示す。

資料編 p 16

市内防風林の現況

イ 幅員及び樹高

幅員は通常20～30mが望ましい。樹高は一般に高い方が防風効果も高い。

ウ 樹種と選定条件

防風林用の樹種としては、その土地に適し、成長が早く枝条や葉が密生する樹種、耐風性がある他に耐寒性等の伴う樹種が望ましい。

最適＝スギ、サワラ、ヒノキ、カシ類、イヌマキ、クロマツ、アカマツ

適＝クス、タブ、ツバキ、クヌギ、シイ類、サンゴジュ

資料編 p 16

防風林の防風効果、防風林の効果範囲

(3) 防風垣及び防風ネットの設置

ア 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお栽植果樹に接近するので、防風垣の場合は養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

イ 幅員及び高さ

1 列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。

(4) 応急対策

「農林業対策資料(県農林水産部作成)」参照。

第5節 雪害予防対策

■計画方針

本市は冬季の降雪量は極めて少ないものの、一旦、降雪により積雪に至った場合は、交通障害などから、生活、経済活動に大きな影響が出ることが考えられる。そこで、積雪時においてその除去による交通の確保を図ることにより、地域経済活動の停滞防止及び住民の生活活動の維持に資する。

1. 道路雪害防止事業

(1) 防止対策

本市においては、年間積雪量が少ないため特別な雪害防止事業はないが、状況に応じ市が建設業者に依頼して行う。道路の除雪についてはグレーダー・パワーショベル類等の機械による除雪と人力による除雪によりこれにあたる。

(2) 除雪作業

- ①関係業者の協力を得て除雪を実施する。
- ②融雪時の夜間凍結による「スリップ」防止については、通行制限の実施等の必要な措置を行うとともに砂、融雪剤等の諸資機材の準備等道路管理体制の整備を行う。

2. 農作物等の雪害防止対策

農作物等の雪害防止については、積雪自体による被害及び積雪の冷水害による被害を防止するために、安房農業事務所等を通じ事前対策、事後対策等を指導し、被害の軽減を図る。

第6節 火災予防対策

■計画方針

火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実、火災の予防、救急体制の整備等を図る。また、特に初期段階で重要となる地域住民等による初期消火、自主防災組織における被災者の救出及び応急手当能力の向上を図る。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第5編大規模火災等編の大規模火災対策計画に、林野火災を想定した対策については、同編の林野火災対策計画によるものとする。

1. 火災予防査察

3月1日から7日間の春季、及び11月9日から7日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部(以下、「安房郡市消防本部」という。)が、消防法第4条及び第16条の5の規定により消防対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は消防対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

【予防査察の主眼点】

- ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・その他消火活動上必要な施設が消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているか。
- イ 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、火災予防条例で定める基準どおり確保されているか。
- ウ こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱い状況が、消防法令どおり確保されているか。
- エ 病院・旅館・飲食店などの防災防火対象物で使用するカーテン、床敷物等は防災物品であるか。また、裸火の使用が適切であるか。
- オ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱いの状況が、消防法令に違反していないか。
- カ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているか。

2. 一般住宅及び事業所防火対策

火災被害の大部分を占める住宅火災の予防と事業所火災の低減を図るため、市は、安房郡市消防本部、千葉県住宅防火対策推進協議会等と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、市内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災等を防止するため、関係機関と連携し、出火防止対策を推進する。

- ア 消防法に基づき住宅用火災警報器の設置が義務づけられたため、すべての住宅(寝室、階段、台所等)に設置するように指導する。
- イ 火気使用設備・器具等の安全化及び内装材料等の不燃化を指導する。
- ウ 事業所での危険物、薬品等による出火の防止のための保管適正化を指導する。
- エ 住宅用防災機器の展示による啓発
- オ 広報紙、市ホームページ、回覧版、パンフレット等による啓発
- カ 講演会等の開催

3. 火災予防についての啓発

毎年3月1日から3月7日を春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までを秋季火災予防期間とし、火災予防思想の普及のため次のような啓発活動を実施する。

- ア 火災予防運動期間中に、市民向けに消防車両による火災予防運動が実施されている旨の広報、防火宣伝、防火診断及び住宅用火災警報器設置状況の調査。
- イ 防火座談会、防火映画会等の開催
- ウ 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- エ 商店街、小学校、保育所、病院等の消火・避難訓練指導等

4. 初期消火の徹底

- ア 市及び消防機関は家庭、職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- イ 市、消防機関及び県は、住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織の育成を指導する。

第7節 消防計画

■計画方針

各種災害の発生に対処するため、消防体制の整備と消防施設の整備拡充、消防職員及び団員の教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互の応援体制等の推進を図る。

1. 常備消防体制の強化・充実

(1) 現 況

本市の常備消防力は安房郡市消防本部の管轄下であり、市内には千倉・白浜・和田の3分署のほか富浦・犬掛の2分遣所が配置されている。なお、消防職員は270名、活動に供する車両は、消防ポンプ車など40台を擁する。

資料編 p 45

安房郡市消防本部の人員と装備等

(2) 常備消防の強化

市は、消防力を災害時においても最大限活用するため、災害の状況に応じた消防計画を安房郡市消防本部及び構成市町との検討・協働により樹立し、これに基づく訓練の徹底に努めて体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害状況の変化に応じた適正な消防力の強化を安房郡市消防本部に要請していく。

2. 消防団の強化・充実

(1) 現 況

本市の消防団構成は、団本部の下に地区別に支団が置かれており、組織概要等については資料編に示す。

資料編 p 46

南房総市消防団の構成と装備等

資料編 p 47

南房総市消防団の組織概要等

(2) 消防団の強化・充実

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

県は、市町村と連携して消防団の活性化を推進し、消防団活動に関する普及・啓発活動を実施す。なお、消防団の強化と団員確保のため市が取り組むべき内容は、次のとおりである。

表－消防団員確保のために市町村の留意すべき事項

ア	消防団活動に対する住民意識の啓発
イ	訓練強化の推進
ウ	処遇の改善
エ	消防団の施設・装備の改善
オ	女性消防団員の積極的確保及び能力の活用等
カ	機能別団員及び分団員の採用の推進

3. 消防職員、団員等の教育訓練

消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。

なお、市原市に新たに整備された消防学校については、訓練機能を大幅に強化し、あらゆる災害に対応できる高い能力を持った消防職・団員の育成を目指すこととされている。

（１）消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

（２）県消防学校での教育訓練

（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）

ア 消防職員

- （ア）初任教育
- （イ）専科教育
- （ウ）幹部教育
- （エ）特別教育

イ 消防団員

- （ア）基礎教育（新任科）
- （イ）専科教育（警防科）
- （ウ）幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）
- （エ）特別教育（訓練指導科、女性消防団員科、小型無人航空機（ドローン）基礎研修、オフロードバイク研修、一日入校及び現地教育）

ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

エ 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

4. 消防施設の整備

災害時等の消防力の強化を図るため、市内に位置する分署及び分遣所は、当該建物・施設の耐震性・耐火性・耐津波性を備えたものとするため、改修・移転等を進めるとともに、安全点検及び整備を行い、消防水利、危険物取扱施設等の十分な把握を進める。

また、社会変化の状況に的確に対応するため、防災用資機材の備蓄品目、数量等の見直しを行う。

(1) 消防施設の整備・充実

市の計画及び安房郡市消防本部が作成した基本計画に基づき、実態に即した消防施設等の整備強化を促進する。なお、基本計画の主な内容は次のとおりである。

① 消防ポンプ等の整備

消防施設の整備については、国の示す「消防力の整備指針」に応じて、また消防施設強化促進法に基づき、消防車両、消防機械等の整備充実に努める。併せて、延焼火災時に効果の大きい可搬式ポンプ、水槽車などの整備を進める。

② 消防水利の整備

国の示す「消防力の整備指針」を満たすため、不足分については県と協力のうえ基本計画に基づき整備する。

防火水槽の設置や河川などの自然水利、プール等の利用による水利の整備を図る。

③ 救助資機材の整備

阪神・淡路大震災及び東日本大震災、地下鉄サリン事件等の経験を踏まえ、災害への対応力強化を図るため下記について整備する。

- ア 大規模災害に有用と考えられる資機材
- イ 防毒服等、消防隊員を保護する資機材
- ウ その他救助用資機材

④ その他の消防設備

市の実情に応じ、基本計画に基づき整備する。

(2) 消防通信体制の整備

本市での7町村の合併における消防活動体制を確立するために、消防本部と市内にある分署及び分遣所間の通信体制の充実と消防団との通信・指揮体制の充実及び確立の強化を安房郡市消防本部に要請していく。

5. 市町村相互の応援体制

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、市では、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定した「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速、かつ、的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

6. 広域航空消防応援

大規模特殊災害が市内で発生し、消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条の3の規定に基づき、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援(以下「広域航

空消防応援」という。)を要請する必要がある場合、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに市の事前計画に定める手続等により当該応援が円滑、かつ、迅速に行われるよう的確な対応を図る。

7. 消防思想の普及

住民、民間事業所の消防に対する思想の普及と関心、意識の啓発及び消防職員、消防団員の消防技術の向上に資するために、次の活動を実施する。

ア 各種の行事やインターネットでの市ホームページ、市広報紙等による消防思想の普及徹底を図る。

イ 春秋2回の火災予防運動を実施する。

(春季＝3月1日から7日間、秋季＝11月9日から7日間)

ウ 県消防大会及び県操法大会等への参加により、消防職員・団員の士気の高揚を図る。

エ 啓発パンフレットの配布や各種講習会を開催する。

オ 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

(公財)千葉県消防協会

(一社)千葉県危険物安全協会連合会

千葉県少年婦人防火委員会

(一社)千葉県消防設備協会

8. 消防計画及びその推進

特に次の項目について推進を図る。

(1) 消防組織の整備強化

家屋の密集度を十分検討のうえ、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。

(2) 消防施設整備計画

(3) 火災等の予警報計画

(4) 消防職員、団員招集計画

(5) 出動計画

(6) 応援部隊受入誘導計画

(7) 特殊地域の消防計画

ア 特殊建物、施設の多い地域の計画

イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画

ウ 港湾等沿岸地域の計画

エ 急傾斜地域の計画

オ その他

(8) 異常時の消防計画

ア 強風時の計画

イ 乾燥時の計画

ウ 飛火警戒の計画

エ 断水又は減水時の水利計画

(9) その他の消防計画

- ア 林野火災の計画
- イ 車両火災の計画
- ウ 船舶火災の計画
- エ 航空機火災の計画

(10) 消防訓練計画

- ア 機械器具操法訓練
- イ 機関運用及び放水訓練
- ウ 自動車操縦訓練
- エ 非常招集訓練
- オ 飛火警戒訓練
- カ 通信連絡訓練
- キ 破壊消防訓練
- ク 林野火災防ぎょ訓練
- ケ 車両火災防ぎょ訓練
- コ 船舶火災防ぎょ訓練
- サ 航空機火災防ぎょ訓練
- シ 危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練
- ス 災害応急対策訓練
- セ 自衛消防隊の指導

(11) 火災予防計画

- ア 防火思想普及計画
- イ 予防査察計画

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

■計画方針

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要となったこと等については、水害・土砂災害などの風水害を想定した対策を講じる上でも共通した課題であり、市は、高齢者や障害者のほか、難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人などを含めた要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

国では、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(以下、この節において「取組指針」という。)」(令和3年5月改訂)を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難支援の手引き(平成28年3月)(以下、この節において「手引き」という。)」を作成している。

市においても令和元年房総半島台風の直撃を受けた教訓等を踏まえ、避難行動要支援者に対するきめ細かな支援を適切かつ円滑に実施するため、令和2年8月に「南房総市避難行動要支援者名簿利用に関するガイドライン」を策定した(以下、この節において「ガイドライン」という。)。市はこのガイドラインを地域防災計画の避難行動要支援者関連を具体化したものとして位置付けるとともに、災害対策基本法第49条の10から第49条の13に定める避難行動要支援者名簿の作成に関して、地域防災計画の定めるところについては、ガイドラインに定めるところとする。

1. 避難行動要支援者名簿の整備

平常時から自力での避難が困難な避難行動要支援者の所在等を把握し、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿を、ガイドラインに基づき整備しておくこととする。

なお、名簿の作成にあたり、次の項目を明確にする。

- ① 名簿作成の対象範囲
- ② 名簿の提供先、方法
- ③ 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法
- ④ 名簿の更新に関する事項
- ⑤ 名簿の提供に関し、情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置
- ⑥ 避難支援等関係者の安全確保

2. 避難行動要支援者への対応

(1) 避難行動要支援者名簿の平常時からの共有

名簿は平常時から市と避難支援等関係者とで共有することで、いざというときの円滑かつ迅速な安否確認等の実施に結びつくため、原則として要支援者本人の同意(推定同意(※))を含む。以下、同じ。)を得た上で、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

ただし、市が名簿提供の意思確認をした場合において、不同意の意思を明示した者、居住が福祉施設等自宅以外の者、ドメスティックバイオレンス・児童虐待等秘匿性の高い者の名簿情報は、提供しない。

(※) 要支援者本人に同意を求め、不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得て

いるものとして取り扱うもの。なお、その取り扱いは、一方的な事務処理とするものではなく、できるだけ要支援者の意思を尊重することとし、相当な期間と手段により意思確認を行ってもなお、明示されなかったときに適用できるものとする。

①平常時用名簿の提供先

提供先は、次の避難支援等関係者に限るものとする。

【避難支援等関係者】

消防本部、警察署、民生委員児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会、行政区、その他支援を実施するために名簿情報を提供することが必要であると市長が特に認めるもの

②平常時用名簿の利用目的

日ごろの声かけ、見守り、避難訓練のお知らせ等

③平常時用名簿の更新、提供等

市は名簿情報をなるべく実態に即したものとするよう努める。避難支援等関係者に名簿を提供する際は、行政連絡員会議や民生委員児童委員定例会等に配付し、名簿の管理や更新等について説明する。

④情報漏えいを防止するための措置

市は、避難行動要支援者名簿情報の提供を行う場合は、災対法第49条の13の規定により秘密保持義務が課せられるため、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者に秘密保持義務に関する十分な説明を行った上で、避難行動要支援者名簿情報の取扱いに関する協定を締結する。

(2) 個別避難計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。

また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も検討するものとする。

(3) 支援体制の整備

市は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。また、ガイドラインや手引きを参考とし、避難行動要支援者への各種支援体制の整備に努める。なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置づけるものとする。

(4) 避難指示等の情報伝達

市は、高齢者や障害者等の要配慮者について、その状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

(5) 防災設備等の整備

市は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めるものとする。

(6) 避難施設等の整備及び周知

市は、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。また、県及び市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

市は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(7) 防災知識の普及、防災訓練の充実

市は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(8) 在宅避難者等への支援

市は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや健康福祉センター(保健所)、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取り組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(9) 広域避難者への対応

県及び市は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられる

よう配慮する。

3. 社会福祉施設等における防災対策

市内の社会福祉施設は、南房総市保健福祉施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、障害者福祉施設等があり、詳しくは資料編10-12に示す。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水等、食料、医薬品類などの備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。また、県と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4. 外国人への対応

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

市は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置づけ、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

エ 日本語理解が十分でない外国人と、コミュニケーションをとるため、翻訳機器の配置やアプリの活用などの検討

(2) 語学ボランティアの派遣

日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣については、千葉県において市からの要請が可能となるよう派遣制度を整備していることから、必要に応じてこれらの活用を図る。

5. 観光客に対する対応

本市は、ホテル・旅館等の観光施設が立地し、観光時期における災害の際には、観光客に対する対応も必要となることから、市は、施設管理者等と連携し、市内に滞在中の観光客の把握及び安全確保に努めるとともに、避難情報等についての情報提供方法の充実、災害時の避難誘導方法の検討等の必要な対策の検討に努める。

第9節 情報連絡体制の整備

■計画方針

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、市、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

1. 災害情報通信体制の現況

災害時の情報通信体制は、無線通信、有線通信及び災害時優先電話の3種で構成されている。

(1) 県防災行政無線の概要

ア 県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

イ 災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

ウ 県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の中での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」（以下「防災情報システム」という。）を整備し、運用している。

エ 県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に計測震度計を設置するとともに、(国研)防災科学技術研究所や気象庁、千葉市の82地点の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を維持・運用している。

(2) 南房総市防災行政無線

市防災行政無線は同報系によって構成され、三芳保健福祉センターに設置された親局から各地区の屋外拡声子局、戸別受信機に災害情報等を伝達しており、併せて全国瞬時警報システム(Jアラート)も整備している。

この他、緊急用として衛星携帯電話が本庁に、衛星無線が朝夷行政センター及び各地域センターに配備されている。

(3) 有線通信施設

有線通信は次のとおりである。

- ☐ 電話・ファクシミリ通信
- ☐ インターネット

(4) 災害時優先電話

災害時優先電話は、有線通信施設の一つであるが、一般有線電話の輻輳又は通話不能の場合において災害時優先電話により通話を行う。災害時優先電話は、既設の電話番号をN

ＴＴ東日本株式会社に、「災害時優先電話」として登録する必要がある。

なお、災害時優先電話番号は資料編に示す。

資料編 p 16

災害時優先電話番号

2. 情報通信設備の整備

市は、災害時の情報通信体制を確保するため、電話、無線通信等多重ルートによる通信体制を確保することとし、衛星携帯電話、衛星無線、ＩＰ無線、デジタル簡易無線、防災携帯電話、一般電話等の他、多様な通信機器の確保を図る。

また、施設の耐震化を進めるとともに、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

3. 千葉県防災情報システムの活用

千葉県防災情報システムは、災害に係わる情報の収集、処理、分析を迅速かつ的確に行い、災害時における防災関係機関との調整、意思決定等を支援するシステムである。

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関及び市町村等の防災関係129機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた専用端末を設置し、電気通信事業者の光回線を利用してオンラインによる被害情報等報告及びこれらの情報の共有を行っている。併せて、防災ポータルサイトを通じて県民に対する防災に関する情報発信を行っている。

防災情報システムの機能概要

(ア) 被害情報処理機能

専用端末を設置した各機関で把握した被害情報等を、各機関の担当者が専用端末により直接データベースに登録することで、県災害対策本部への被害情報報告と専用端末を設置した各機関との情報共有を同時に行う。

(イ) 実況監視処理機能

気象ＡＳＰサービスから提供される気象情報を専用端末装置等に表示する。

また、緊急を有する情報についてはポップアップにより通知を行う。

(ウ) 地図情報

電子化された基本地図上に各防災関係機関が入力した災害危険箇所・区域、避難場所及び公共施設等の各種防災情報や被害情報等を表示し、それらの情報を共有する。

(エ) 職員参集機能

気象情報の種類や規模等に応じてメールを自動配信し、関係職員の自動参集を支援する。

(オ) 県民への情報発信機能

多言語に対応した防災ポータルサイトを通じて気象情報、被害情報、避難所に関する情報を発信する。

また、「ちば防災メール」の登録者に対し、防災に関する各種情報を発信する。

(カ) 報道機関への緊急情報発信機能

各防災関係機関が入力した避難情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、「Ｌアラート（災害情報共有システム）」を通じて各報道機関へ発信する。

4. その他無線通信の活用

(1) アマチュア無線

災害時のアマチュア無線による災害情報の交換・伝達は大きな効果があることが阪神・淡路大震災において実証されているところである。このアマチュア無線の活用について、ボランティアであることを配慮のうえ、非常時においてアマチュア無線の円滑な活用を図る。

(2) 民間の無線施設

市、県及びその他の防災機関の無線が災害により使用が困難な場合を想定し、民間の無線施設を活用できるよう、平常時から協力体制の整備に努める。

表－主な民間の無線施設

機 関	無 線 施 設
東京電力パワーグリッド株式会社	東京電力パワーグリッド通信施設
タクシー会社	タクシー無線
運送業者	業務用無線

(3) 警察通信施設

市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

5. インターネットの活用

災害時において、避難指示等の情報伝達方法の多様化を図るため、インターネットの活用を推進する。本市では、災害関連情報の広報手段として市ホームページの充実を図る他、安全・安心メールの利用者登録を推進するとともに、緊急速報メール(N T T ドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、楽天モバイル)の活用について周知を図る。

6. 情報通信機器の操作・運用の習熟等

災害時に円滑で的確な情報の伝達を確保するために、情報通信機器の操作に携わる職員に対して、無線従事者資格の習得を積極的に奨励し、無線従事者の増員、確保を図る。また、定期的に操作・運用の研修及び訓練を実施する。

なお、災害時の防災関係機関や民間等の協力機関に応援・協力要請を迅速、かつ、的確に行うために、応援・協力要請先の情報機器及び運用に関する最新情報の収集に努める。

7. 非常通信体制の強化

関東地方非常通信協議会は、非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達に

係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、無線施設を有する官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。

当該協議会は平素から、①非常通信の運用の計画及び実施、②非常通信の訓練の計画及び実施、③非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

第10節 備蓄・物流計画

■計画方針

市は、市民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、県民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

1. 食料・生活必需品等の供給体制の整備

(1) 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、家庭等における「最低3日、推奨1週間」分の食料や飲料水等、生活必需品を備蓄することなど、市民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進する。特に、乳幼児用ミルクや離乳食、介護食、食物アレルギー対応食品など、個々の事情に応じた食料等については、各自で事前に準備するよう意識の高揚を図る。

また、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

(2) 市における備蓄・調達体制の整備

市における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水等・常備薬・マスク・消毒液・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性、子供（特に乳幼児）の避難生活や食物アレルギー等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

エ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者支援に係る備蓄

県及び市は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

(4) 県及び市における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

① 県における物流体制

大規模災害時において、県は、市の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等（国からの「プッシュ型」支援を含む。）により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。

このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者などと連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県大規模災害時応援受援計画」により選定する広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。

② 市における物流体制

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等について、民間物流事業者との連携体制を構築するため、事業者との協力等に関する協定の締結に努める。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討するものとし、また、選定した集積拠点を県に報告するものとする。

2. 備蓄物資の整備

市は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定して、必要となる食料、生活必需品等の物資について、適切な備蓄及び調達体制を整備する。

また、備蓄物資の性質に応じて集中備蓄、又は避難所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、道路被害により孤立する可能性のある中山間集落等には備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

さらに、道路利用者の一時避難場所として「道の駅」には、災害時に必要となる備蓄物資を整備するよう努める。

本市の備蓄物資の現況は、資料編に掲載している。

3. 水防用資機材の整備

水防用資機材は、市の防災倉庫等において、洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、消防資機材とともに土のう材料等の水防用資機材を準備している。これら資機材については、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう今後とも整備に努める。

第11節 防災施設等整備計画

■計画方針

市は防災関係機関と協力し、災害が発生した場合に、迅速、かつ、円滑に災害応急対策を実施し、住民の安全と生活の確保を行うための諸施設の整備を推進する。

1. 防災拠点の整備

(1) 現 況

現在、防災拠点となる災害対策本部の設置場所として、第1順位が市役所本庁舎内、第2順位として三芳分庁舎内が予定されている。

その他公共施設を中心に、避難所、救援物資の受入施設、負傷者救護所、死体安置所、各防災関係機関の受入場所などが予定されている。

(2) 実施計画

市は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備にさらに努める。なお、施設の配置は、合併により市域が広大であることから、一定地域に集中させるのではなく、旧町村(朝夷行政センター及び各地域センターの管轄区＝地区)の地理的範囲を防災拠点のくくりとすることを原則とする。

また、平常時に住民のリーダー等を対象とした地震や防災に対する知識・体験を深めるための啓発・教育活動を地区単位で進める。

防災上の施設として、地区単位に避難所、備蓄倉庫等を計画的に配置、整備を進め、併せて避難活動及び避難生活に求められる物資の備蓄を図る。

「道の駅」については、新たな防災拠点として位置づけ、道路利用者の一時避難場所を確保するため、道路管理者と連携、協力して災害時に必要となる施設整備を始め、必要となる体制を確立させる。

加えて、市内の他の「道の駅」や全国の「道の駅」と連携し、災害情報収集・配信のための情報ネットワークの構築に努める。

2. 避難施設の整備

(1) 避難所等の整備

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。現在の市内における避難所(場所)は、「資料編、資料8-7～14」に掲げている。

市は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(内閣府、平成28年4月改訂)、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。

①指定緊急避難場所の指定

市は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急

避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

市は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

②指定避難所の指定

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

市は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

県は、市町村から指定の通知を受けたときは、内閣総理大臣に報告する。

また、避難所の整備等については、次の点に留意するものとする。

- ア 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。
- イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ウ 上記（イ）の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。
- エ 避難所における救護所の施設整備に努める。
- オ 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。
- カ 避難所に要配慮者の入所できる要配慮者スペースの確保について考慮するものとする。
- キ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、飲料水等、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- ク 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。
- ケ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- コ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- サ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- シ 感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防

災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討するよう努める。

(2) 避難路の整備

市は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じておく。

(3) ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要である。

緊急時のヘリコプター離着陸場は、「第3章第11節自衛隊への災害派遣要請」に示す場所他、自衛隊が選定した着陸場(資料編 資料8-5)があるが、避難所と緊急離着陸場を共用する施設については、特に、避難住民の安全性などを考慮し、避難所と緊急離着陸場の区別を明確にするなど所要の措置を講じる。

また、孤立する可能性のある集落では、生地着陸の可能な場所(田畑、農・林道)をあらかじめ選定しておく。

(4) 貯水施設等の整備

防災用井戸が未整備の地区については、安房郡市水道部の協力を得て、非常時における地域住民に供給する飲料水等を確保するため、避難所等に耐震性貯水槽の整備を検討する。

なお、耐震性貯水槽の整備については、安房郡市水道部と連携し、協力を得ながら取り組むものとする。

また、現在市内の7箇所(白浜地区6箇所、富浦地区1箇所)にある防災用井戸の管理・維持に万全を期すほか、その増設に努める。

(5) 非常用電源の確保

市は、災害時の活動拠点となる庁舎や地域センター等の公共施設、災害時の情報の収集・伝達手段となる通信施設、避難所となる学校等において、非常用電源の確保に努める。

3. 道の駅の防災機能強化

県及び市は、災害時において地域住民や道路利用者、観光客へ安全・安心な場や災害情報の提供の場となり得る道の駅について、必要に応じて防災機能強化に努めるものとする。

第12節 帰宅困難者等対策

■計画方針

帰宅困難者対策は、大規模地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保などの対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、台風の滞留や、出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

1. 一斉帰宅の抑制

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が続けている場合は、移動行動そのものの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取り組みを実施していく。

2. 情報連絡体制の整備

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が続けている状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会や、今後、各地域で市町村が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等協議会の活用など、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

3. 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、県及び市は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、緊急速報メール(N T T ドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、楽天モバイル)、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNSなどの情報発信手段についても検討していく。

4. 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取り組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第13節 災害に強いまちづくりの推進

■計画方針

災害時の住民の生命、身体及び財産の保護を図り、安全で安心して住めるまちを実現するための総合的な防災対策を進め、災害に強いまちの実現を目指す。

また、女性、高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、外国人等の視点も踏まえながら防災都市づくり計画等を策定し、加えて密集市街地での細かな防災対策を含めた総合的な都市防災対策を推進する。

1. 防災空間の確保

(1) 道路整備の推進

道路は災害時において、火災の延焼防止や避難、緊急輸送のルート等の機能を有している。そのため、幹線道路や地域住民の円滑な避難を確保するための避難経路となるよう道路整備に努める。

(2) 公園、緑地の整備

平常時には身近な憩いの場となる公園、緑地は、防災拠点や避難所等として災害時の活動拠点となる。このように多目的に活用できる公園、緑地等の整備を推進する。

また、これらの公園においては、耐震性貯水槽や備蓄倉庫等災害応急対策施設の整備を行うことにより、防災機能の充実を図る。

(3) 河川の整備

河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川の改修では、河川空間の活用を検討する。

2. 市街地の整備

市街地の同時多発的な火災等への対応策として、木造密集市街地等の延焼拡大を防止するため、面的な都市基盤施設の整備等により防災上危険な市街地を解消し、併せて道路、公園等の都市基盤整備を図り、安全なまちづくりを進める。

また、要配慮者等の視点も踏まえた避難路、避難所等の整備や配置を考えたきめ細かな対応から災害に備えた市街地の形成を図る。

3. 孤立集落の対策

中山間地及び沿岸部など、台風等での大雨、集中豪雨等での土砂崩れによって交通路の遮断による孤立状態が予想される集落等においては、救援がとどくまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備などの環境整備を行う。

(1) 情報収集・伝達体制の確保

ア 行政防災無線等、地区の実情に応じた適切な非常通信手段の整備と多重化

- イ 非常用電源(燃料等を含む)などの確保
- ウ 道路被害情報等の収集及び関係機関への情報提供を迅速に行うため、孤立のおそれのある地区住民(自主防災組織など)との連携体制の確立

(2) 物資供給、救助活動への備え

- ア ヘリコプター臨時離着陸場の確保、その他離着陸が可能な場所(田畑など)の把握
- イ 自主防災組織を推進し、食料及び医薬品、防災資機材などの備蓄を支援の実施

(3) 要配慮者等への支援

自主防災組織等と連携し、要配慮者に対しての情報収集及び伝達体制を整備する。

(4) 啓発活動

孤立のおそれのある地区住民に対し、食料、燃料等の備蓄等の備えや孤立時の対応等を啓発する。

4. 建物等の安全性の確保

(1) 建築物の不燃化対策

建築物の不燃化対策としては、建築基準法に基づくもののほか、木造建築物の延焼防止、耐火建築の促進を図る。

(2) 公共建物の防火対策

本市における公共建物で比較的大規模のものは、耐火もしくは準耐火構造となっているが、建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第1項の規定に基づいて建築物の安全性を確保するため公共建築物の定期検査を実施し、災害防止を図る。

(3) 文化財の災害予防対策

① 文化財の保護

文化財保護法で定義している文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群に分類され、これらの文化財のうち、重要なものを指定・選定・登録し保護している。

現在、本市において文化財の指定を受けているものは、国指定文化財が7件、県指定が29件、市指定が181件の合計217件、また記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財として国による選定が3件、県による選定が2件の合計5件である。そして登録有形文化財は国による登録が2件となっている。

文化財指定の建造物は殆どが木造建築であり、火災などの災害を受けやすいため、適切、かつ、周到的な災害予防への対応を行う。

② 文化財の防災体制

火災の発生を未然に防ぐため、日頃から適切な防火管理を行い、防火責任者を定め防

火管理計画、消火訓練計画等の具体的な消防計画を作成しておく。もし火災が発生した場合には、その被害を最小限にとどめるため初期消火活動を行い、消防機関への通報を速やかに行うような体制を整える。

以上のように、特に火災予防対策に重点を置き、教育委員会を通じ、次のような対策を樹立するよう指導する。

- ア 火災原因の除去の徹底を期する。
- イ 出火の早期発見、早期通報ができる体制を樹立しておく。
- ウ 初期消火を効果的に行い得る体制を樹立しておく。
- エ 防火管理体制の確立を図り、防災環境の整備を図るとともに、火気の使用を制限する。
- オ 指定建造物の周囲での喫煙、たき火等の行為を禁止する。
- カ 常に消防機関との連絡を密にし、その消火活動に支障をきたさないように努める。
- キ 文化財防火デー(毎年1月26日)と呼応して、文化財防災意識の高揚を図る。

(4) 塩害対策

海岸沿いの建造物にあつては、風に伴う塩害への対策が重要である。通信や道路施設等の公共施設の建設あるいは改修に際しては、塩害に強い資材の導入をする等の塩害対策に十分な配慮をする。また、民間建造物にあつても塩害を考慮に入れた対策を講じるよう啓発する。

5. ライフライン等の防災対策

電力、電話、上水道等のライフライン施設は、災害発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設について、災害発生後直ちに機能回復を図るとともに、事前に災害予防措置を講じることが重要である。このため、各施設の防災性を考慮した設計指針に基づき、耐水性、耐風性の強化、代替性の確保、系統多重化等、被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じる。

(1) 電力施設の予防計画

① 基本方針

市は、事業者に対して災害に強い電気供給システムの整備促進や災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策の促進に努める。

② 洪水対策

洪水対策は、次のとおりであるが、これは洪水により引き起こされる浸水に対するもので、堤防決壊等による水の流勢については、特に配慮されていない。

ア 災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外であっても周囲の状況によって浸水災害を想定する。

イ 防災施設の現況**(ア)送電設備**

高潮対策に準じる。

(イ)変電設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

(ウ)配電設備

高潮対策に準じる。

(エ)通信設備

高潮対策に準じる。

ウ 防災事業計画

全般計画、実施計画とも上記イに準じ実施するよう努める。

③高潮対策

高潮対策は、次のとおりであるが、これは高潮により引き起こされる浸水に対するもので、堤防決壊等による水の流勢については、特に配慮されていない。

ア 災害予防計画目標

(ア)火力発電設備 A. P+4.0m (参考、護岸の高さA. P+4.0m)

(イ)送電設備(地中線) T. P+4.7m

(ウ)変電設備 T. P+4.7m

(エ)配電設備 T. P+4.0m

A. P : 荒川ポイント、T. P : 東京湾ポイント

イ 防災施設の現況**(ア)送変電設備**

最高潮位A. P+5.0mを目途として重要性、有効度等を考慮して、重点的に諸対策を実施している。

(イ)配電設備

A. P+4.0m以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう考慮して実施している。

ウ 防災事業計画**(ア)火力発電設備**

新設火力発電所については、基準高潮位に達し、十分な地盤高又は床高を考慮する。既設火力発電所については、本館への海水進入を防止する事を第一の目的とし、特に必要のある発電所については、防潮堤の築造を考慮する。

(イ)送電設備

低地区に新設する架空送電線については、地表上の高さを十分確保するよう努める。

(ウ)変電設備

新設又は改造時にA. P+5.0mの高潮を目途として重要性、有効度等を考慮し、防潮堤の築造、防水機器の採用、盛土による地盤、機器の基礎、架台のかさ上げ等を重点的に行う(ただし、防潮堤が完備している場合は省略する。)。

(エ) 配電設備

A. P+4.0m以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう電柱の高さを定めて建柱する。

④ 風害対策**ア 災害予防計画目標**

建物に対する風圧力は建築基準法による。送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。なお、変電設備の屋外鉄構については風速40m/secとしている。

イ 防災施設の現況

各設備とも、災害予防計画目標に基づき次のように設置している。

(ア) 送電設備

支持物及び電線の強度は、風速40m/s(地上15m)を基準にし、風速の上空増増を考慮した風圧に耐え得るよう設計している。倒木等による事故を防止するため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努めるが、特に、伐採不十分な箇所は警戒を厳重にし、状況により緊急伐採等の必要な対策を講じる。

電線路に接近して倒壊し易い工作物(例えばテレビアンテナ等)を設置しないよう、平常時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊することがないように、施設の強化を依頼する。

(イ) 変電設備

最近の標準設計では、屋外鉄構の強度は風速40m/sの風圧に耐え得るものになっている。

(ウ) 配電設備

電柱及び電線の強度は、風速40m/sの風圧に耐え得るよう設計し、その他については送電設備に準じている。

(エ) 通信施設

無線のアンテナ支持物に対する強度は、前記のとおり電気設備技術基準によっている。

ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するように努める。

⑤ 塩害対策**ア 災害予防計画目標**

本市は、沿岸部を有するため、特に台風時には塩害が発生する場合が多く、そのための対策を講じる。

イ 防災施設の現況**(ア) 送電設備**

がいし増結又は耐塩がいし使用による絶縁強化を主体とする対策を汚損区分に応じ実施している。また、塩汚損測定・がいし洗浄等の保守体制にも万全を期している。

(イ)変電設備

移動式活線洗浄ポンプを適宜配置し、がいし洗浄ができるようにしている。特に塩害の著しい変電所は、過絶縁設計、固定式の活線洗浄装置の設置あるいは、シリコン塗布を行っている。

なお、塩分付着量は、パイロットがいしを設置して、定期又は臨時に測定監視を実施している。

(ウ)配電設備

送電設備に準じる。

ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも上記イに準じ実施するように努める。

(2)通信施設の防災化**①基本方針**

市は、事業者に対して、水害が予想される建築物について、防水壁・防火板を設置するなど、予防対策の促進に努める。

②水害予防計画**ア 局外設備**

過去の発生地域の調査検討などにより、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

ウ 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講じるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にするよう配慮する。

③高潮予防計画

水害、風害、雪害防止対策に準じて、局外設備、局内設備、局舎設備等の対策を実施するとともに、移動無線の強化を図り、非常災害時における連絡、情報収集、復旧に対処する。

(3)上水道施設の防災対策**①基本方針**

水道施設・設備の安全性の確保については、風水害に対して施設の強化を図るほか、被災を受けにくい構造とするとともに、非常用施設・設備を常に稼働できる状態に維持する。

また、施設・設備の定期点検を計画的に実施し、平常時から管理体制の充実を図るとともに、災害時における早期復旧を可能とする体制整備を推進する。

②主な取り組み

老朽施設の更新、改良を計画的に進め、施設の安全性の確保を図る。

(4) 下水道施設

現在、本市において地域防災計画の対象となる下水道施設はない。

なお、比較的小規模な家庭雑排水処理施設が1箇所あり、災害時において最小限の機能が果たせるように施設の整備に努め、施設の維持・管理については、日常の点検などによる故障や破損箇所の早期発見と改修を行い、施設の機能維持に努める。

6. 道路施設の安全化

(1) 道路、橋梁の現況と防災対策

本市の国・県道は、全線舗装済みであり、一般的維持については、舗装の経年老化と近年急増する重交通のため破損が進んでいるので、これらの修繕に努めている。

防災対策としては、丘陵地の多い北部地域の県道については大雨時に土砂災害、道路欠陥等の危険が予想される区間があるので、危険箇所を指定する。

また、市道については、排水施設の整備に努める。

(2) 災害発生時の措置

豪雨、地震等の異常気象時において、建設課は管内道路を絶えず巡回し被災を発見したときは速やかに道路交通に支障のないよう応急措置をとる。

(3) 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等での道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され交通の安全が確保できない場合は道路法第46条の規定により通行の禁止又は制限を行い、また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

■計画方針

市及び防災関係機関は、市内及び周辺に災害が発生した場合、応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、民間団体、住民等も含めて一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努める。また、被害の発生を最小限度に止めるため、災害規模に応じた防災体制をとり、全力を尽くし防災業務の遂行にあたり、住民の身体・生命・財産の安全確保に努める。

1. 動員基準及び配備体制

地震発生時における動員基準、配備体制及び対応活動部の構成については資料編に示す。

資料編 p 18	4－1 南房総市の防災動員基準
資料編 p 23	4－5 配備基準 〔風水害編〕
資料編 p 24	表－市災害対策本部の組織構成図

2. 災害対策本部設置前の初動体制

(1) 第1配備

ア 大雨・高潮・洪水注意報の1つ以上が市を対象に発表された場合、もしくは災害被害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたときは、あらかじめ定められた職員は、市役所内所定の場所に参集し、次の措置を講じる。

- (ア) 気象に関する情報の収集及び伝達
(イ) 被害状況の把握及び報告

イ 消防防災課長は被害情報をとりまとめ、速やかに市長に報告する。また、必要に応じ、県に報告又は通報を行う。

表－災害対策本部主管課

主 管 課 名	連 絡 先	備 考
市民生活部 消防防災課	電話 0470-33-1052	夜間も同様
	FAX 0470-33-2323	夜間も同様

(2) 第2配備

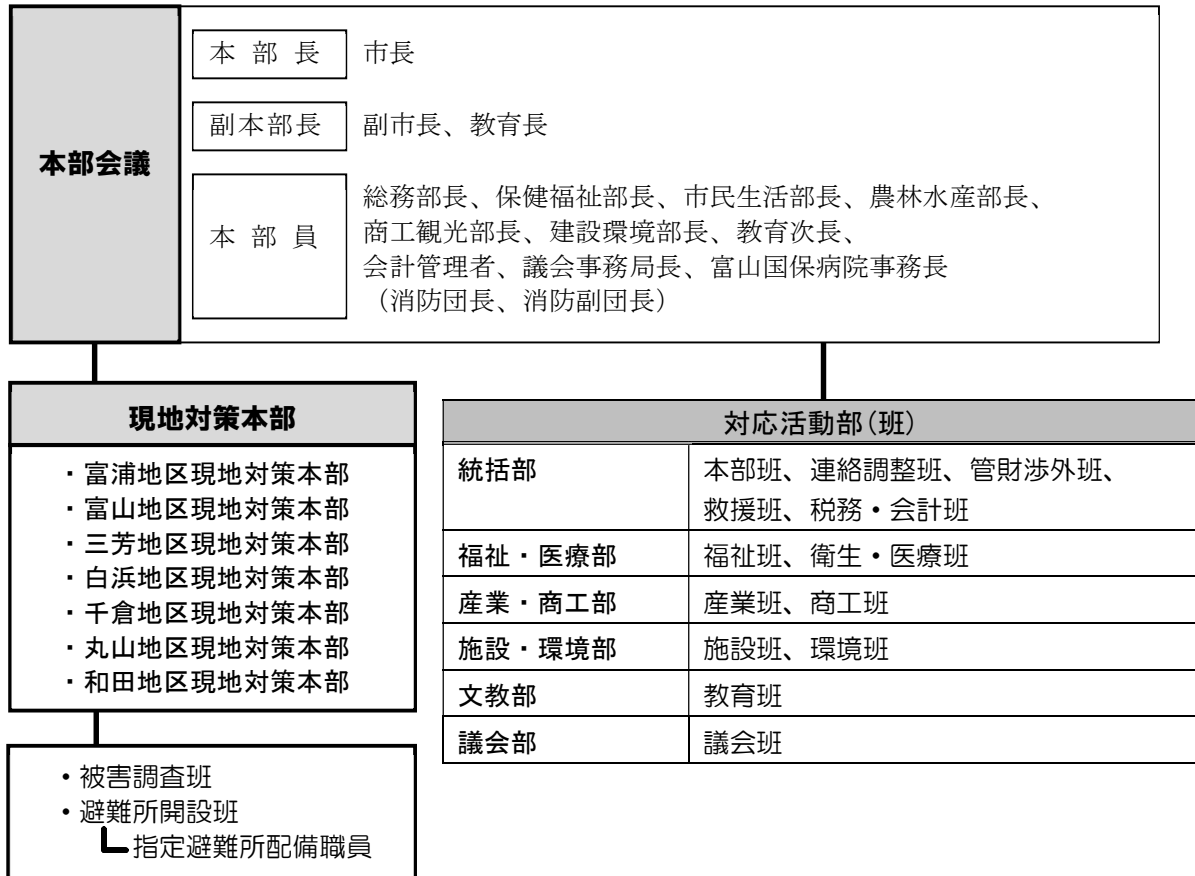
ア 気象庁が大雨・暴風・高潮・洪水・波浪警報の1つ以上が市を対象に発表された場合、もしくは災害被害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたときは、あらかじめ定められた職員は、市役所内所定の場所に参集する。

イ 情報の収集及び伝達、危険箇所の巡回、被害箇所の応急対策を円滑に行い、速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。

3. 災害対策本部

災害対策本部の組織及び編成は、「南房総市災害対策本部条例」等により、その内容は次のとおりである。

図一 市災害対策本部の組織構成



(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部は、「本部会議」、「現地対策本部」及び「対応活動部」をもって構成する。

(2) 本部会議

ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

イ 本部会議は、災害予防及び災害応急対策等に関する基本方針、その他の重要事項について審議決定する。

ウ 本部会議は市役所本庁舎内に設置する。

エ 本部会議と各部との連絡方法

本部長あるいは本部会議で決定した事項は、対応活動部連絡調整班の担当者が現地対策本部及び各部に連絡する。

現地対策本部及び各部で収集した情報、あるいは、現地対策本部及び各部で決定した事項のうち、本部会議あるいは、現地対策本部及び各部が承知しておく必要がある事項は、本部員及び対応活動部連絡調整班担当者が現地対策本部、各部及び本部長に連絡する。

オ 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講じるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のため必要があるときは職員の派遣を要請する。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

ア 市長は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。なお、設置後、災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため災害対策本部を設置しておく必要がないと市長が認めたときは、廃止する。

(ア) 局地的な災害や大規模災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合で市長が必要と認めたとき。

(イ) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。

(ウ) 気象の特別警報が市内に発表されたとき。

イ 災害対策本部の設置及び廃止の手続きは次のとおりとする。

(ア) 市長は、災害対策本部を設置した場合、本部の名称、設置の場所を「南房総市災害対策本部」の標識で公示するとともに市防災行政無線等によって住民への周知を図る。

(イ) 災害対策本部を設置した場合、市長は速やかに市防災会議を構成する各機関の長に電話又はその他の方法により通知する。また、知事(防災対策課)に報告する。

(ウ) 本部を廃止した場合も(ア)、(イ)と同様の手続きを行う。

ウ 災害復興を行う部署の設置

本部長は、災害の状況により必要な場合には、災害からの復興に必要な部署を設置する。

(4) 災害対策本部の本部長及び副本部長

災害対策本部の本部長は市長とし、事務を総括する。副本部長は副市長、教育長とし、本部長を補佐する。また、本部長に事故ある時は、副市長、教育長の順でその職務を代理する。本部員(各部長)に事故あるときは部員のうち各部の上席のものが代理する。

(5) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、本庁舎別館1多目的室に設置する。ただし、災害等で本庁舎が使用できない場合は、三芳分庁舎執務室に設置する。

(6) 現地対策本部の設置及び廃止等

① 現地対策本部の設置

本部長(市長)が必要と認めた場合、現地対策本部を設置する。

②現地対策本部の設置場所

現地対策本部の設置場所は、応急災害対応を必要とする地区の地域センター等庁舎内とし、被災等の理由で地域センター庁舎が使用不可能の場合は、近隣の公民館等の公共施設とし、本部長(市長)が決定する。

③現地対策本部の廃止

現地対策本部の設置後、災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため現地対策本部を設置しておく必要がないと本部長が認めたときは廃止する。

④現地対策本部の主たる活動内容

- (ア) 初期の被害状況の調査、把握
- (イ) 避難施設の開設・運営、飲料水・食料等の配布
- (ウ) 自主防災組織との連携、調整
- (エ) ボランティアの派遣要請
- (オ) 自衛隊、消防機関等の関係機関への現場情報の提供
- (カ) その他、災害応急活動に緊急に必要とされるもの

⑤災害対策本部からの応援要請等

現地対策本部を設置する必要のない地域センター等に対し、市災害対策本部からの応援要請があった場合は、当該センターに必要最小限の職員を残し、他の職員は災害対策本部(又は、現地対策本部)の指揮管理下に入る。

⑥災害対策本部活動部・班の人員調整

発災からの時間経過とともに、重点をおく対応内容の変化も考えられることから、災害対策本部体制に基づく部・班での活動については、連絡調整班により適宜人員調整を実施する。

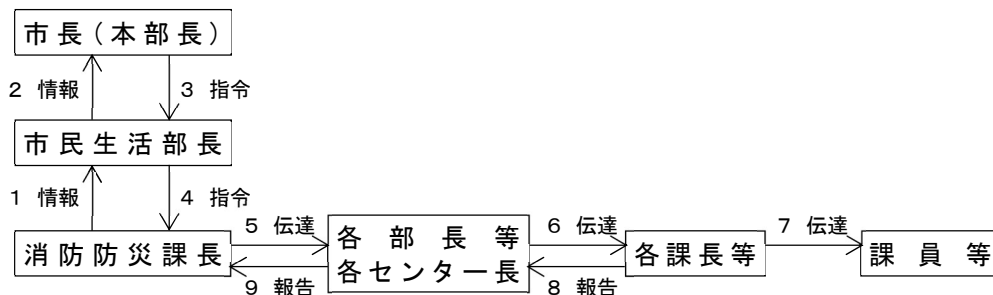
資料編 p 25 ~ 28

災害対策本部対応活動部・班の主な活動

4. 配備指令の伝達及び対応

【平常時執務時の配備指令伝達及び対応】

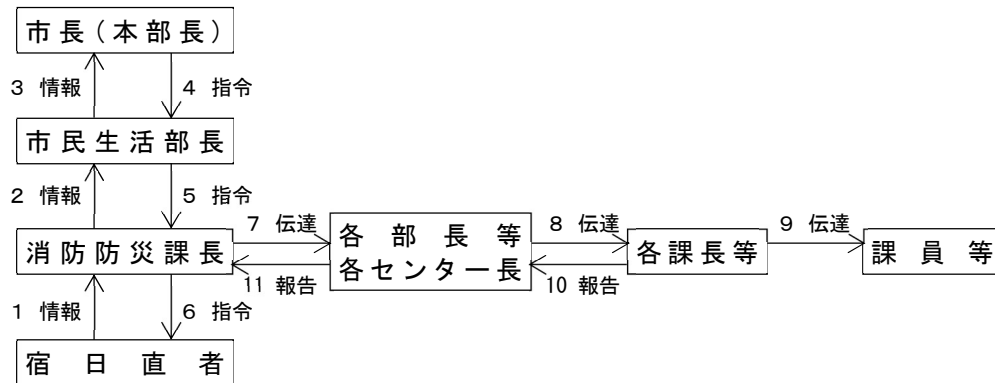
○庁内放送、電話等により行う。



※各部において、いつでも出動できる態勢で待機する。

【休日又は夜間の配備伝達及び対応】

○電話などにより行う。



※宿日直者の職務

宿日直者は、次に掲げる情報を察知したときは、消防防災課長に連絡し、その指示を受けて併せて関係職員に連絡する。

- ・ 災害発生のおそれのある気象情報が関係機関から通報され、又は自ら覚知し緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- ・ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- ・ 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

5. 自主登庁又は自主参集

勤務時間外に災害が発生し、参集の伝達が不可能となった場合の自主登庁又は自主参集は、次の方法による。

(1) 自主参集基準

ラジオ、テレビ、防災行政無線等で市内に係る災害関連情報が流されたとき又は、自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるときは、連絡の有無にかかわらず職員は自主的に参集し、南房総市職員初動マニュアルに定められた所定の体制をとる。

(2) 登庁時の注意

災害時の登庁について、災害応急活動に備えるよう次の事項に留意する。

- ア 登庁時の手段・・・可能な限り、徒歩、自転車、バイク等による。
- イ 服 装・・・応急活動に便利で安全な服装とする。
- ウ 持 参 物・・・職員初動マニュアル、職員証、食料、飲料水、帽子又はヘルメット、懐中電灯、軍手、携帯ラジオ、筆記用具、応急医薬品等、その他必要と思われるものを持参する。
- エ 情 報 収 集・・・登庁経路での被害状況をメモし、その状況を対策本部、現地対策本部、又は、消防防災課に報告する。

(3) 参集途上の緊急処置

職員は、参集途上において災害事故等に遭遇した時は、人命の救助を第一として付近の住民に協力するとともに、安房郡市消防本部等へ通報する。

(4) 登庁が不可能な場合

交通等の断絶より、所属部署への登庁が不可能な場合は、最寄りの施設に登庁し、登庁が不可能な旨を所属長に連絡する。登庁可能となった後、所定の参集場所に登庁する。

6. 初動期災害情報の収集

安房郡市消防本部、館山警察署及びその他防災関係機関と密接な連携を図りながら、地震による被害発生状況など初動対応に必要な情報収集を行う。

7. 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、市長(本部長)は知事を補助し、法に基づく救助事務を行う。

8. 県・国の現地対策本部との連携

市長(本部長)は、県の現地災害対策本部又は国の非常(緊急)災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

9. 災害救助法の手続き等

災害救助法の適用については、同法、同法施行令等の定めるところによるが、必要と認めたときは、市長(本部長)は知事に対し速やかに所定の手続きを行う。市は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

(1) 被害の認定基準

① 住家の滅失等の認定

住家の滅失の認定基準は、次のとおりである。

ア 住家が滅失

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

イ 住家が半壊、又は半焼する等著しく損傷したもの

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

- ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
 ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、
 竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

②被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定は資料編に示す。被害状況は世帯単位である。

資料編 p 29

被災世帯の算定

(2) 災害救助法の適用基準・条件等

①災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号に定めるところによるが、本市における具体的適用基準は次のいずれか1つに該当する場合である。

- ア 市内の住家滅失世帯数が60世帯以上であること。
 イ 県全区域内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上で、市内の住家滅失世帯数が30世帯以上であること。
 ウ 県全区域内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上である場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市内で多数の住家が滅失した場合
 エ 多数の者が生命、又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

②災害が発生するおそれのある場合の適用基準

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域（千葉市については、市又は区のいずれの地域も単位とすることができる。）を単位に行うものである。

(3) 適用手続き

- ア 災害に対し、市内における被害が「2. 災害救助法の適用基準」に掲げた基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みのあるときは、市長(本部長)は直ちに次の事項を明確にしたうえで知事(県災害対策本部)に報告し、災害救助法の適用を知事に要請する。なお、緊急を要する場合は、口頭又は電話により要請を行い、後日、文書によりあらためて処理する。

- ア 災害発生の日時及び場所
 イ 災害の原因及び被害の概況
 ウ 現在の被害状況及び今後の見込み
 エ 既にとった措置及び今後取ろうとする救助措置

イ 災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、市長(本部長)は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事(県災害対策本部)に報告し、その後の処置に関して知事の指導を受ける。

ウ 災害救助法の適用となる救助の項目と実施する期間は資料編に示す。

資料編 p 29

災害救助法の適用となる救助項目と期間

(4) 被害状況の報告

① 報告を必要とする災害

次に掲げる程度の災害が発生した場合には、報告を行う。

ア 災害救助法の適用基準に該当するもの、あるいはその可能性があると思われるもの

イ 災害による被害が軽微であっても、その災害が拡大するおそれのある場合

ウ 市の災害が軽微であっても、同一災害による被害(県内他市町村)、又は他都道府県における被害の合計が大規模である場合

エ 災害の状況、災害が及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると思われる場合

オ その他特に必要と認められ、情報提供を依頼した場合

例 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の貸付事業を実施する必要がある場合

② 報告の責任者

被害状況の報告の重要性から、市はあらかじめその責任者を定める。責任者は、被害状況及び事後の措置に関する状況の報告に関して責任を負い、したがって、災害救助事務執行上極めて重要な責務となる。

③ 報告の要領

被害報告は、災害発生時の時間経過に伴い発生報告、中間報告、決定報告の3種類に区分され、次により行う。

ア 発生報告

法の適用の判断を行うため、正確度よりも迅速な報告を優先とし、把握できた範囲内で次の事項について報告する。この場合、情報の出所、調査時点、正確度等もあわせて報告する。

【発生報告】の内容

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の概況
- ③ 現在の被害状況及び今後の見込み
- ④ 既にとった措置及び今後取ろうとする救助措置

イ 中間報告

法の適用が決定した場合、決定後速やかに中間報告を行う。

救助期間が長期間に渡る場合には、時間の経過とともに報告内容に変更が生ずるものであり、その都度報告を行う。

〔中間報告〕での追加内容

- ① 被害の状況（様式1）
- ② 救助の種類別実施状況（様式2）
- ③ 救助費の概算額調（様式3）

ただし、広域災害の場合には、通信の関係もあり、被害状況、救助の種類別実施状況及び特に指示した事項については、あらかじめ時間を定めて報告することがある。

ウ 決定報告

決定報告は、各種救助活動が完了した後、速やかに文書により行う。

報告内容は中間報告と同様である。

なお、被害報告に当たっては、特に次の事項に留意する。

- ・住家の被害等については、被害程度の認定基準にあわせて整理する。
- ・人的被害については、重傷と軽傷の区分が詳細に把握できない場合は、負傷者として処理する。

④報告の方法

ア 発生報告

電話、ファクシミリ、県防災行政無線電話及び県行政無線ファクシミリ（以下「県防災無線」という。）、又は電報とし、いずれも使用不可能な場合は、警察電話、又は無線設備を利用する等あらゆる手段を尽くす。

イ 中間報告

電話、ファクシミリ、県防災無線又は文書で行い、その内容に変更があった場合には、その都度直ちに報告する。

ウ 決定報告

救助が完了した後、速やかに行う。

⑤報告先

「発生報告」、「中間報告」、「決定報告」とも、県の災害救助法担当部課に報告する。

ア 災害対策本部設置前

勤務時間内：県危機管理政策課被災者支援室

043-223-3403

勤務時間外で上記と連絡が取れない場合：県防災対策課情報通信管理室

043-223-2178

イ 災害対策本部設置後

災害対策本部被災者支援班

043-223-3402～3404

防災 500-7553～7555

第2節 情報収集・伝達体制

■計画方針

災害が発生した場合は、迅速な災害情報の収集とその伝達を行うために、通信機器の確保及び情報窓口の一元化を図り、活動の基盤である情報連絡体制の確立を図る。

1. 連絡体制の確立

(1) 通信機器の確保と統制

管財渉外班は、災害発生後、電話等の通信施設の機能確認を行う。機器の破損等の支障が生じている場合は、修理等の措置をとる。また、必要に応じて通信機器を調達し、その貸出し等の管理を行う。

(2) 窓口の統一

本部班は、防災関係機関等外部との連絡に使用するために、災害時優先電話及び千葉県防災行政無線を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

2. 通信計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は気象警報等、防災情報の伝達及び被害情報の収集、その他災害応急措置等についての通信を確保する。

(1) 種類別通信計画

①気象警報、予報、情報及び通報の伝達

市長(本部長)は、県から伝達された警報等を下記の方法など、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせ、住民に周知徹底する。

- ア 南房総市防災行政無線
- イ 広報車
- ウ サイレン又は警鐘
- エ SNS
- オ 電話、FAX、登録制メール
- カ ラジオ放送(コミュニティFMを含む)
- キ その他速やかに住民に周知できる方法

②被害報告及び災害情報

被害報告等を市から県の出先機関に報告する場合の通信手段は下記による。

- ア 千葉県防災情報システム
- イ 千葉県防災行政無線
- ウ 一般加入電話、ファクシミリ
- エ 電報

③その他応急対策に係る指示、報告、又は要請の場合

前記①、②の要領により実施する。

(2) N T T 東日本株式会社「災害時優先電話」、「非常・緊急電報」**①災害時優先電話**

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、市はあらかじめ N T T 東日本株式会社千葉支店に対し、電話番号を指定して届け出て災害時優先電話としての承認を受けておく。

②非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、N T T 東日本株式会社千葉支店に依頼することとし、非常扱い電報(緊急扱い電報)である旨を告げる。

③連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速、かつ、円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

(3) その他の通信連絡手段**①防災関係機関の通信**

災害発生時における救急措置の実施上緊急、かつ、特別な必要があるときは、関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の無線設備を使用することができる。

- ア 警察通信施設
- イ 国土交通省関係通信施設
- ウ 海上保安庁通信施設
- エ 日本赤十字社千葉県支部通信施設
- オ N T T 東日本株式会社千葉支店通信施設
- カ 東京電力パワーグリッド株式会社通信施設
- キ 日本放送協会千葉放送局通信施設
- ク 東京ガス株式会社通信施設

【関東地方非常通信協議会】

〒102-8795

東京都千代田区九段南 1-2-1

九段第3合同庁舎 22 階

関東総合通信局

無線通信部 陸上第二課内

TEL:(03)6238-1771

FAX:(03)6238-1769

②インターネットによる伝達手段

インターネットのホームページや電子メール等により、住民等からの情報収集と情報の伝達を行う。

(4) 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

災害対策基本法第 55 条及び第 56 条に規定する災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段が無く緊急を要する場合は、別に定める「災害時における放送要請に関する協定」により、県を通して日本放送協会千葉放送局、株式会社ニッポン放送、千葉テレビ放送株式会社、株式会社ベイエフエムに放送の要請を行う。なお、市長(本部長)が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、別に定める「緊急警報放送の実施に伴う災害時の放送要請について」により、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

(5) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信手段が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を

除き、使用者をもって連絡する。

(6) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておく。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関が行っている業務の通信について積極的に協力するよう努める。

3. 気象情報等の収集・伝達計画

風水害については、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、災害発生前の気象情報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生前の適切な行動が、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

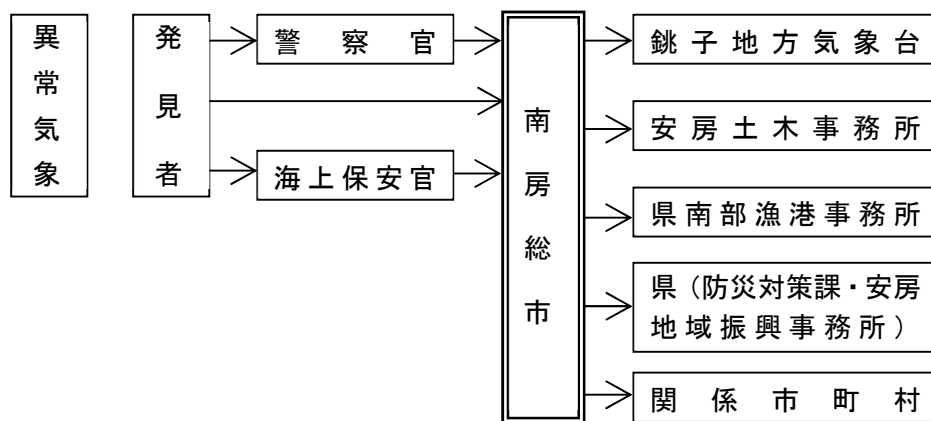
(1) 気象警報等の伝達

ア 統括部本部班は、法令及び本防災計画の定めるところによって、災害に関する予警報等を関係機関、住民及び関係する公私の団体等に迅速、かつ、正確に伝達する。

イ 異常現象発見者の通報

災害が発生する異常な現象を発見した者は、次により通報する。

図一 異常現象発見の伝達系統



(2) 気象通報の内容

① 気象警報等

ア 気象警報等の種類

資料編 p 32

気象警報等の種類

イ 予報区

本市の属する気象予報区は資料編に示す。

資料編 p 32

気象予報区

(ア) 注意報及び警報の切り替え、解除

注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われたときに切替えられ、解除されるまで継続する。注意報及び警報の一部を変えるとき又は新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い切り替える。

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表する。

気象警報等の必要がなくなった場合は、その気象警報等を解除する。

(イ) 海上警報

海上警報は日本近海を12地方海上予報区に分けて発表される。

(ウ) 水防活動用気象警報等の取扱い

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、資料編に掲げる種類毎に気象警報等をもって代える。

資料編 p 32

水防活動用気象警報等の取扱い

(エ) 土砂災害に対する一層の警戒を伝える警報等の発表について

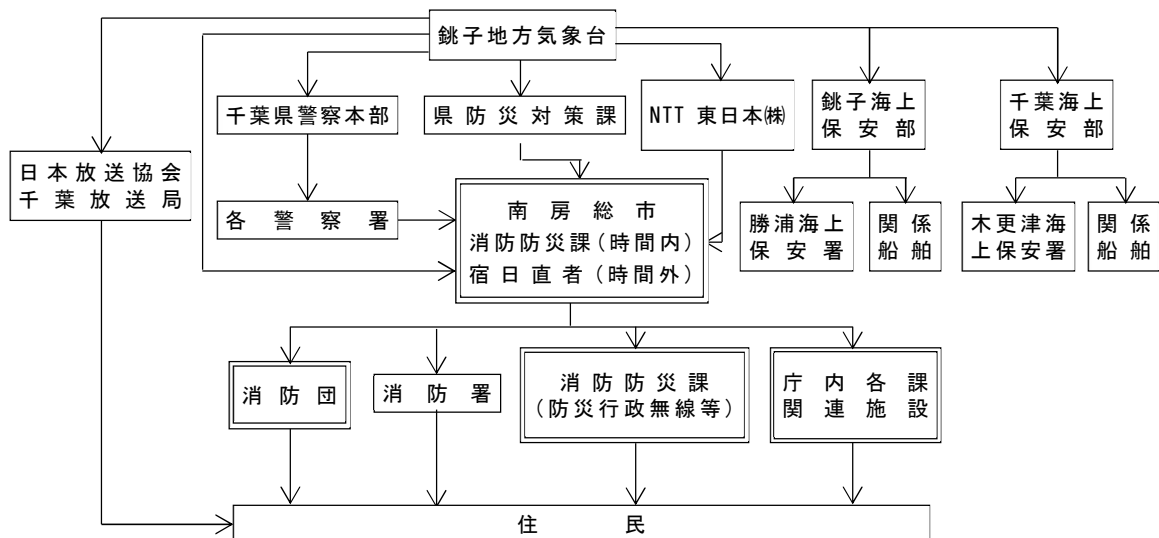
気象庁では、防災対策により効果的に利用できる警報等の発表のため、重大土砂災害の危険性が高まった場合には、見出しや本文中に具体的な表現を用いて、土砂災害に対するより一層の警戒を呼びかけることとしている。

ウ 気象警報等の伝達系統

気象情報の受領及び伝達は、市民生活部消防防災課(災害対策本部が未設置の場合)が担当する。消防防災課は、必要と認められる場合には、速やかに市民生活部長を通じて市長(本部長)、副市長に報告するとともに、関係各課長に伝達する。銚子地方気象台から発せられる気象警報等も同様に伝達する。

気象警報等の伝達系統は、次のとおりである。

図一 気象警報等の伝達系統



②早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

③全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

④土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害危険個所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。

なお、これを補足する情報である「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

⑤記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）し、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現しているときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

⑥火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。

⑦鉄道気象通報

この通報は、気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定（昭和63年3月17日）により、銚子地方気象台から千葉地方部会の機関へ次の事項を通報する。

- ア 気象警報
- イ 気象注意報
- ウ 気象情報
- エ 台風情報

また、千葉県地方部会の機関から銚子地方気象台へ次の事項を通報する。

- ア 鉄道気象観測報
- イ 鉄道災害報

⑧電力気象通報

この通報は、気象庁長官と電力気象連絡会長との間に取り交わされた電力気象通報の取扱いに関する申し合わせ(昭和46年3月25日)に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、次の事項を通報する。

- ア 雷雨に関する情報
- イ 台風、大雨等気象現象に関する情報
- ウ 雨及び雪に関する情報
- エ その他必要とする事項

⑨漁業気象通報

この通報は、銚子地方気象台長と知事との間に取り交わされた千葉県漁業無線気象通報に関する協定により、気象官署が県水産情報通信センターに対し、同センターと交信している漁船が行動する海域に対して、次に掲げる事項を通報している。

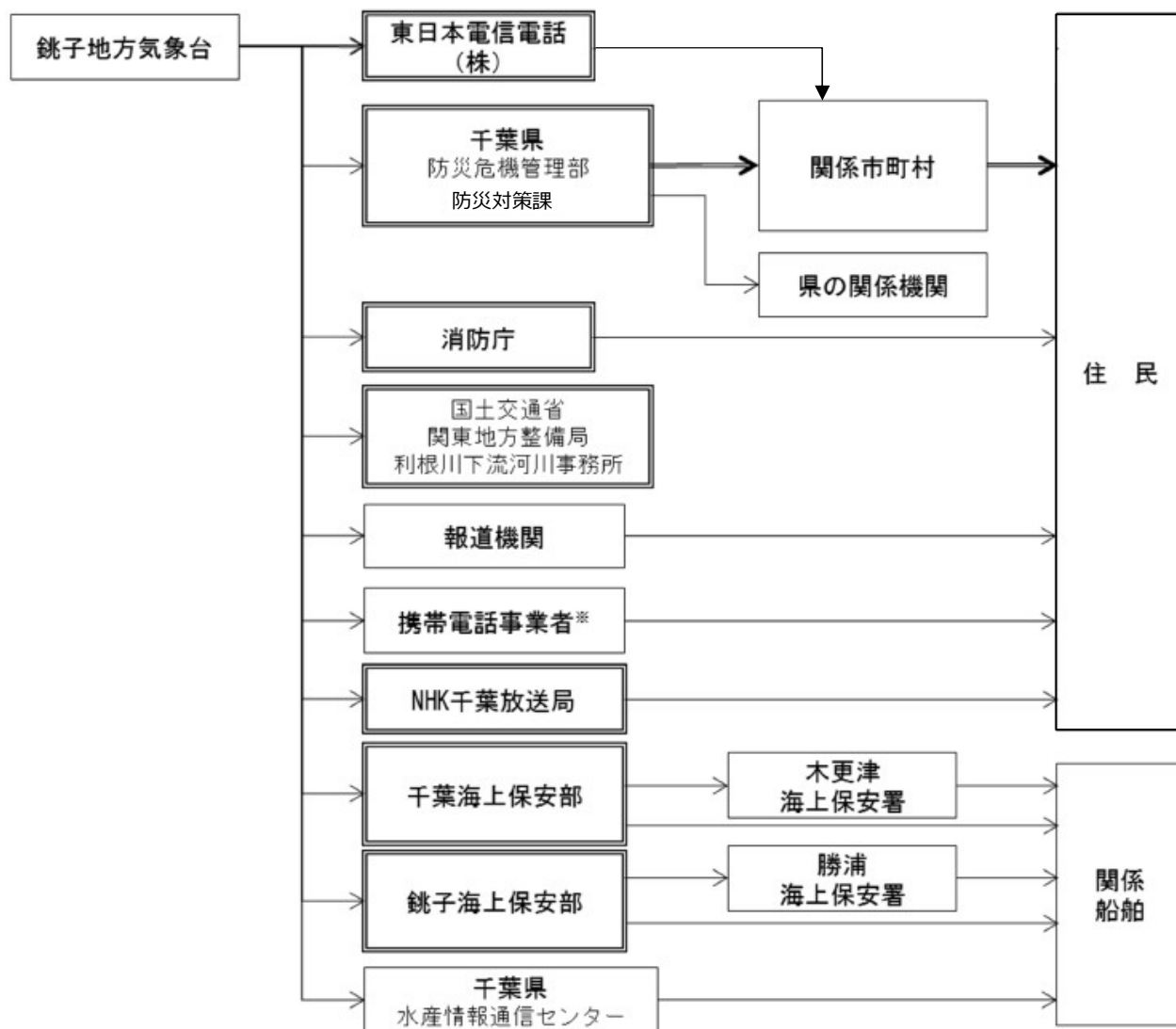
- ア 気象、波浪、高潮の注意報及び警報
- イ 地方海上警報
- ウ 気象概況及び気象実況
- エ 気象情報及び台風情報
- オ 津波予報及び情報
- カ 漁船からの気象照会に対する応答

⑩大気汚染気象通報

この通報は、県の公害防止担当機関に対し、大気の汚染に関連する気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。

- ア 大気汚染気象予報
- イ スモッグ気象情報

⑪ 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 - 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
 - 3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象情報伝送処理システム（アデス）」等により行う。
 - 4 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- ※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(3) 気象観測機材の保守・点検

災害を防止するために必要な観測機器は、平常時、異状気象時においても必要な観測を継続す

るため、気象官署においては上級官署と緊密な連携のもとに保守点検を行い、その機能維持に努める。

(4) 気象警報等実施基準

資料編 p 33	銚子地方気象台で発表する注意報の基準(県南部)
p 34	銚子地方気象台で発表する警報の基準(県南部)

① 記録的短時間大雨情報(銚子地方気象台)

数年に1度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測又は解析した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。

② 知事が発する警報(情報)

種 類	目 的 及 び 発 表 基 準
土砂災害警戒情報 (知事及び気象台)	大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市が避難指示等を発令する判断や住民の自主避難を支援することを目的とする。 降雨の実況及び2時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標があらかじめ定められている当該情報の発表基準に達した場合に発表される。

(5) 気象等の観測

① 気象観測所及び観測の種類

ア 銚子地方気象台

銚子市川口町 2-6431(東経 140° 51' 7"、北緯 35° 44' 2"、海拔 19m)

気象観測、潮汐観測、津波観測、地震観測

イ 地域気象観測所

地域気象観測所では、降水量、気温、風向、風速、日照時間を、地域雨量観測所では、降水量を観測し、NTTデータ通信システムを経由し気象庁L-ADESSから気象官署等に配信される。

② 気象観測の観測種目

ア 視程	サ 積雪の深さ	ナ 同風向	マ 同起時
イ 現在天気	シ 降雪の深さ	ニ 同起時	ミ 日最大10分間降水量
ウ 気圧(現地海面)	ス 日最低海面気圧	ヌ 日最大瞬間風速	ム 同起時
エ 気温	セ 日最高気温	ネ 同風向	メ 日照時間
オ 蒸気圧	ソ 同起時	ノ 同起時	モ 全天日射量大気現象
カ 露点温度	タ 日最低気温	ハ 日平均風速	
キ 相対湿度	チ 同起時	ヒ 同起時	
ク 風向	ツ 日最小相対湿度	フ 日最大1時間降水量	
ケ 風速	テ 同起時	ヘ 日平均風速	
コ 降水量	ト 日最大風速	ホ 日最大1時間降水量	

③潮汐観測

検潮所及び津波観測施設 検潮所(布良)、津波観測施設(勝浦市興津、館山市布良)

ア 毎時潮位

イ 潮位の偏差

ウ 月中の最高(最高潮位・最低潮位及び最大偏差)

エ 月中の朔及び望の最高潮位・最低潮位

4. 被害情報等の収集・報告

被害情報等の迅速、かつ、的確な把握は、あらゆる応急対策の基本となるものである。

このため、市は県及び防災関係機関と緊密に連携して、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、迅速、かつ、的確な情報収集・報告活動を行う。

(1)被害状況調査

被害状況の把握に関して、調査担当の各活動部(班)は、人的・住家被害及び担当する施設等の被害調査を行う。その結果は、統括部本部班に提出する。調査担当の活動部(班)及び調査対象は、次表のとおりである。

なお、被害の判定は、別表2「被害認定基準」により、各活動部(班)が行う。

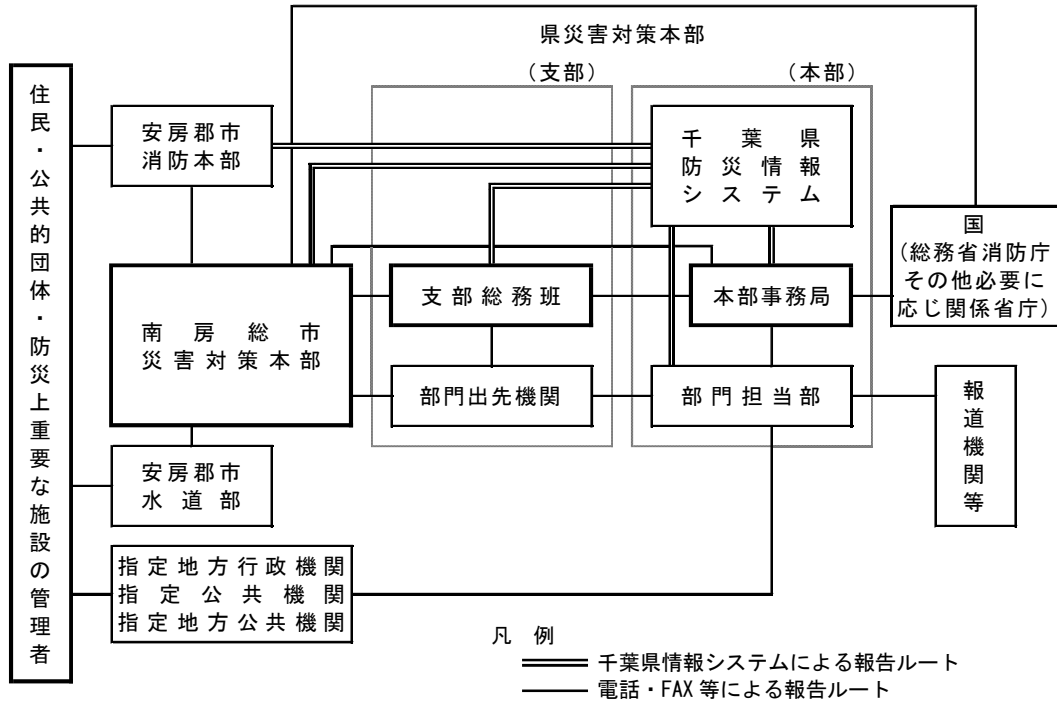
表一被害調査の内容と担当部(班)

調 査 内 容	調査担当部(班)
人的被害	統括部救援班、各現地対策本部
住家被害	施設・環境部施設班、現地対策本部
公共施設(市役所、朝夷行政センター、地域センター、公民館等)被害	統括部管財渉外班、現地対策本部
河川、道路・橋梁、がけ崩れ、公園施設被害	施設・環境部施設班、産業・商工部商工班
漁港被害	産業・商工部産業班
商業被害、工業被害、観光施設被害	産業・商工部商工班
農業作物、農業施設、田の冠水・流出等	産業・商工部産業班
医療施設被害	福祉・医療部衛生・医療班
福祉施設被害	福祉・医療部福祉班
水道施設被害	安房郡市水道部
文教施設・社会教育施設、文化施設等被害	文教部教育班
清掃施設被害	施設・環境部環境班
危険物施設被害	安房郡市消防本部

(2) 被害情報通信連絡系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

図一 被害情報等の収集・報告フロー



<用語の定義>

本部事務局： 県災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、防災対策課）

部門担当部： 県災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支部総務班： 県災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域防災課）

(3) 県への災害情報の報告

本部長は、被害の状況の調査結果をまとめたうえ、県へ報告する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

① 県へ報告すべき災害の状況

県本部事務局（防災対策課）への報告の種別、時期及び方法は、資料編別表1「報告一覧」のとおりとする。

資料編 p 35

別表1 「報告一覧」

② 報告すべき事項

県に報告すべき事項は、次のとおりとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害発生日時
- ウ 災害発生場所又は地域

- エ 被害状況(別表2「被害の認定基準」による)
- オ 災害に対して、既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - (ア)災害対策本部の設置状況
 - (イ)主な応急措置の実施状況
 - (ウ)その他必要事項
- カ 災害による住民等の避難の状況
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ク その他の必要事項

資料編 p 36 ~ 38

別表2 被害認定基準

③被害状況報告・通報

市内に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集して県に報告する。なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害即報要領(平成16年9月17日改正)」により、第1報等について県と併せて国(総務省消防庁)に報告する。また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国(総務省消防庁)及び県に報告する。

④報告の手段

県への報告は、「千葉県危機管理情報共有要綱」により、千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線で報告する。

⑤収集報告に当たって留意すべき事項

- ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生、延焼の状況等、災害応急対策を実施するうえで重要、かつ、緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- イ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないように、十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- ウ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図る。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- エ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を要請する。
- オ 被災世帯、被災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。
- カ 同時多発火災により地域住民から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国(総務省消防庁)へ報告する。

⑥千葉県危機管理情報共有要綱

被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

⑦国、県への連絡方法

国(総務省消防庁)、県(防災対策課)、安房地域振興事務所へ災害緊急報告を行う場合

は、次の通信手段及び連絡先を行う。

災害緊急報告に当たっては、迅速性を第一とし、覚知後ただちに、電話・FAXにより報告する。

また、「被害なし」及び「措置なし」であっても報告の送信は行う。各機関の連絡先は資料編に示す。

資料編 p 38	総務省消防庁
資料編 p 39	千葉県庁
	安房地域振興事務所

(4) 報告責任者の選任

市は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

表一 報告責任者の選任基準

区 分	所 掌 事 務	市
総括責任者	市における被害情報等の報告を総括する。	本部長(市長)
取扱責任者	市における部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。	所掌事務等を勘案して定める。

5. 災害時の広報

市は、流言、飛語等による社会混乱を防止し、住民の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関と相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動等を実施する。

(1) 広報活動要領

市は、流言、飛語等による社会混乱を防止し、住民の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関と相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報、周知活動等を実施する。

(2) 広報内容

① 災害発生前の広報

- ア 災害の規模、動向、今後の予想に関する情報
- イ 被害防止に必要な注意事項の呼びかけ
- ウ 車の使用制限の呼びかけ

② 災害発生時の広報

- ア 二次災害防止に関すること。
- イ 災害情報及び被災状況に関すること。
- ウ 市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること。
- エ 避難に関すること。
- オ 流言飛語の防止に関する情報
- カ その他必要な事項

③被災者に対する広報

- ア 救護所、避難所の開設状況
- イ 医療救護、衛生知識の周知
- ウ 給水、給食等の実施状況
- エ 道路、交通機関等の復旧、運行状況
- オ 被災地の状況
- カ その他

④避難所での広報

- ア 災害状況
- イ 避難所生活でのルール
- ウ 施設利用上の注意事項等
- エ 生活支援対策のお知らせ
- オ 避難所運営等の協力要請
- カ その他

(3) 広報方法**①一般広報活動**

- ア 南房総市防災行政無線、広報車等を活用した広報
- イ 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報
- ウ インターネット（ホームページ、メール、SNS）を活用した広報
- エ 千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

②報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供して市の災害及びその対応活動等に関する広報を要請する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

③放送機関への放送要請

災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条に規定する災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、別に定める「災害時における放送要請に関する協定」により、県を通して放送の要請を行う。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討する。

(4) 広聴活動**①相談窓口等の設置**

住民等からの問い合わせに対応するため、必要に応じ専用電話・FAX、相談職員の配置など、実情に即した相談窓口等を設置する。

②相談窓口の対応

被災者等の問い合わせには、災害対策本部職員及びボランティア等が対応にあたるも

のとし、臨時専用電話・FAXを設置して問い合わせに対応する。

③被災者要望の把握

市は、応急対策や復旧対策に住民の意見を反映させるため、被災者要望の把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、ボランティア等との連携により、被災者要望を集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数ヶ所の避難所を巡回するチームを設けて、被災者要望の把握にあたる。

第3節 水防計画

■計画方針

大雨、台風等による河川の氾濫や洪水による土地の冠水及び建物の浸水等の被害をできる限り軽減するため、安房郡市消防本部及び消防団は他防災関係機関と相互の連携を図り、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な災害応急対策を実施する。

1. 関係機関の措置

(1) 市及び水防管理団体の措置

災害発生時に、河川等の堤防の決壊又は放流による洪水の発生が予想されるため、水防管理者(市長)は、千葉県水防計画に準じて通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。

また、水防活動に当たって連絡調整班及び消防機関は、堤防等の施設管理者、警察、消防の各機関及び自主防災組織等との連携を密にし、避難及び被災者の救出に重点をおく。

(2) 施設管理者の措置

堤防、水門等の管理者は、災害発生後直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に周知する。

また、水門等の操作体制を整え状況により適切な開閉等の措置を講じる。

(3) 水防警報の周知

県から水防警報が発せられたときは、「第2章 情報の収集・伝達計画」に基づいて、速やかに地域住民及び関係機関に周知する。

2. 平久里川における洪水避難対策

(1) 浸水想定区域等の現況

三芳地区を流れる平久里川が、洪水による被災のおそれがある河川として特別警戒水位到達情報対象河川に指定されている。

指定予定の概要は以下のとおりである。

①平久里川における水位情報周知区間・基準水位観測所

水位情報周知区間 → 谷向(三芳橋)～東京湾(5,600m 区間)

基準水位観測所 → 三芳水位観測所

②氾濫危険水位(特別警戒水位)

避難に要する時間を 60 分とし、氾濫発生時刻の 60 分前の三芳水位観測所の氾濫危険水位(特別警戒水位)を 4.30m とする。

③水位情報の伝達

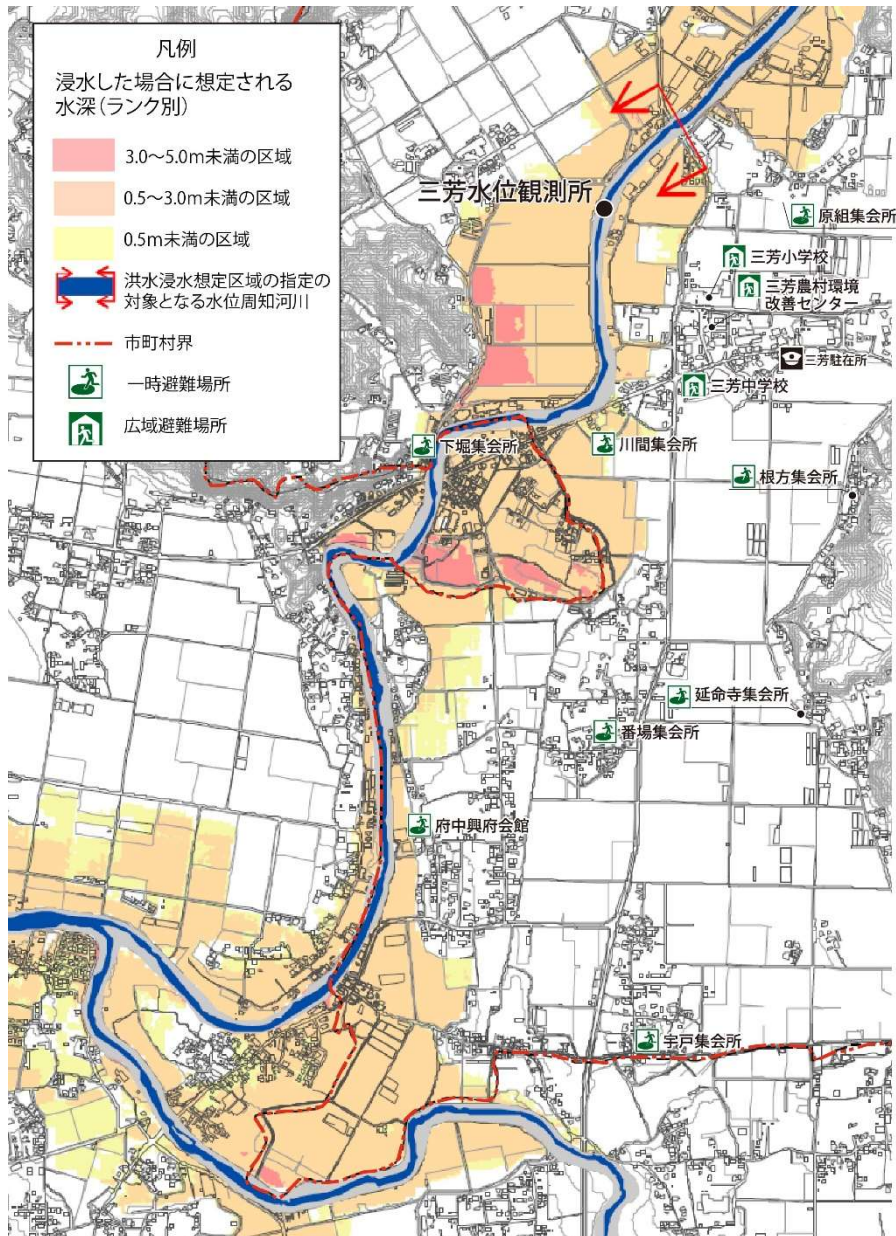
氾濫危険水位(特別警戒水位)に達したときは、県から市及び関係機関に伝達されるが、市は「千葉県防災ポータルサイト」からの水位情報を注視、収集する。

④浸水想定区域の状況

浸水想定区域の状況は、水防法第15条第1項第3号に定められる地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設はなく、農地に若干の住居等が散在しているのが現状である。

なお、水位情報周知区間の浸水想定区域(平成19年3月30日千葉県告示第400号)を下図に示す。

図一 平久里川浸水想定区域図



(2)洪水予報等の伝達方法

市は、県から氾濫危険水位に達した旨の伝達を受けたときは、地域住民の円滑、かつ、迅速な避難が確保されるよう、自主防災組織等を通じて必要情報の伝達、広報車、消防団車両等による拡声器を利用した情報伝達等を行う。

(3) 円滑な避難活動の確保

洪水時の円滑、かつ、迅速な避難を実施するために、夜間の避難も考慮した避難路の確認・周知を行うとともに、浸水想定区域の避難所が使用できない際には、最寄りの指定(広域)避難所に誘導する。

また、避難時において高齢者、障害者等の要配慮者については、家族、自主防災組織役員、消防団員等が同行するとともに、当該区域住民全員の避難が実施されたかどうかの確認を自主防災組織、消防団等によって行う。

(4) 浸水想定区域等の周知

当該浸水想定区域等及び避難等に関する情報を、洪水ハザードマップ、市ホームページ等によって地域住民に周知する。

(5) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等

水防法の改正(平成29年6月19日施行)に伴い、浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設については、「避難確保計画」の作成、同計画に基づく「訓練」の実施が義務化され、「自衛水防組織の設置」をすることが努力義務とされている。各施設において避難確保計画の作成及び自衛水防組織の設置を行い、市長に報告する。

資料編 p 17

浸水想定区域等の要配慮者利用施設

(6) 浸水想定区域における警戒避難体制の整備

ア 市は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設が設置されている場合は、当該施設の管理者等に対し、洪水に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるとともに、避難情報の発令を判断した際には速やかに当該施設へ伝達できるよう努めるものとする。また、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。

イ 市は、洪水警報の発表など浸水害発生危険が予想される場合を基本とした避難情報等の発令基準を設定するとともに、浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)等を用い、危険度の高まっている浸水想定区域に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ設定し、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

ウ 市は、避難指示等の発令の際には指定避難所を開設していることが望ましいが、リードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は躊躇なく避難指示等を発令するものとし、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

第4節 避難計画

風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。

また、高齢者、障害者その他の避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

なお、避難場所への避難よりも屋内での退避が安全な場合には、屋内に留まることのほか、建物の2階以上や屋上等上階への移動を指示するものとする。

1. 計画方針

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。市にあつては「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

2. 実施機関

(1) 避難指示等

避難指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施する。

- ア 市長(本部長)(災害対策基本法第60条)
- イ 知事(災害対策基本法第60条5項)
- ウ 警察官又は海上保安官(災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)
- エ 水防管理者(市長、市水防事務組管理者、水害予防組管理者〔水防法第29条〕)
- オ 知事又はその命を受けた県職員(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)
- カ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(その場に警察官、海上保安官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕)

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。

- ア 避難所の設置は、市長(本部長)が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
 - (ア) 市長(本部長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
 - (イ) なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。
- イ 本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3. 避難指示等

(1) 避難等の指示権者

災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、「2. 実施機関（1）」に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難指示等を行うものとする。

資料編 p 51	避難指示等の発令権者及び要件
資料編 p 51	避難の種類及び発令基準

①市長(本部長)措置

ア 市長(本部長)は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの指示等を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

また、洪水等、土砂災害、高潮については、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

市長(本部長)は避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

市長(本部長)は、避難指示等を行う場合、气象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの指示等に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施する。

イ 市長(本部長)は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては5段階の警戒レベルを導入する。

また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

ウ 市長(本部長)は、住民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

市は災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「屋内安全確保」といった適切な行動を住民がとれるように努めるものとする。

また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じてエリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

②警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市町村長が措置をとることができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

なお、立ち退き又は緊急安全確保措置を指示した場合は、直ちに市町村長へ通知する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内での待避等緊急安全確保措置安全確保措置を指示する。

③自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官及び海上保安官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。

④知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事又はその命を受けた水防本部構成員は洪水又は高潮の氾濫及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるときは危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。

（2）避難情報の内容

市長(本部長)等が避難指示等を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 高齢者等避難、避難指示の理由
- オ その他必要な事項

（3）避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。

①住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。

南房総市防災行政無線（戸別受信機を含む）

広報車

サイレン又は警鐘

ツイッター等のSNS

電話、FAX、登録制のメール

ラジオ放送（コミュニティFMを含む）

その他速やかに住民に周知できる方法

②関係機関の相互連絡

県、県警察、市、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡するものとする。

（４）解除

市長(本部長)は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難指示等を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

（５）警戒区域の設定

市長(本部長)は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するために必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限又は禁止、退去を命ずる。

資料編 p 55

警戒区域の設定権者及び要件・内容

4. 避難誘導等

市長(本部長)は、本部班又は連絡調整班において収集された被害状況の情報をもとに、市長(本部長)が必要と思われる避難誘導の方法により、適切な避難誘導措置をとる。

また、職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう指定緊急避難場所等への誘導に努める。

誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は本人の同意を得た上で消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

ア 避難所・避難路沿いの要点等に誘導にあたる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、速やかに避難できるようにしておく。なお、あらかじめ避難所を選定している場合は、市長(本部長)はその避難所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておく。

イ 避難は乳幼児、高齢者、障害者等の要配慮者を優先する。

ウ 避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

エ 避難指示等に従わない者については、極力説得して避難するよう指導する。

- オ 避難所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長(本部長)の指示に基づき当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難誘導の円滑を図る。
- カ 避難誘導は、できるだけ行政区、自主防災組織等の協力による集団誘導を行う。
- キ 誘導中は水没、感電等の事故防止に努めること。

5. 避難所の開設

(1) 開設の方法

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、ペット対策及び感染症対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。

また、市は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ア 市は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、風水害に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

イ 市は、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、施設管理者と協議のうえ、避難所ごとの運営マニュアルを策定する。その際、訓練等を通じて、住民の自主防災組織やボランティア組織が主体的に避難所を運営できるよう、必要な知識等の普及に努めるものとする。

なお、学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画(実働マニュアル)」によって行うものとする。

ウ 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、市職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

エ 市は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。

なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

- オ 市は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。
- カ 市は、在宅避難者や、やむを得ない理由等により避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。
- キ 市は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。
- ク 市は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーテーション、仮設風呂・シャワーなどである。また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。
- ケ 市は、避難所を開設した場合には、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応するものとする。なお、避難所に名簿の掲示を行うなど、避難者情報の広報については、個人情報の取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応するよう努める。
- コ 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- サ 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(2) 避難者受入れ

避難所開設班は、施設管理者等と協力して、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。また、避難者の概数を把握し救援班及び教育班に報告する。

(3) 避難に供する施設の種類の一覧

① 避難に供する施設の種類の種類

避難に供する施設は、指定緊急避難場所及び指定避難所の2種類とし、それぞれの施設内容は次のとおりである。

表一 避難施設の種類の種類と内容

指定緊急避難場所	・緊急的に避難が必要、又はこれに準ずる災害が発生した場合に、地域住民の安全確保と安全確認のために指定された施設または場所。
指定避難所	・災害により地域住民に重大な危険が生じ、又は家屋の倒壊(焼失、流失)、浸水等が発生した場合に、一時的な避難生活を行う施設。また、食料・飲料水等・救援物資などの配布場所、災害や生活情報の提供や家族等の安否確認などを行う場所。

②指定緊急避難場所・指定避難所の一覧

指定緊急避難場所と指定避難所の詳細は、「資料編」に示す。

資料編 p 58 ~ 72	指定避難所 指定緊急避難場所
---------------	-------------------

6. 安否情報の提供

県及び市は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、県が要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

また、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

7. 避難所の運営

(1)体制の確立

住民組織を中心とした避難所自治組織(以下「自治組織」という。)を設け、避難者、職員及びボランティアによる運営を行う。また、市は避難所の運営管理のために、あらかじめ定めた職員(避難所開設班)を派遣する。派遣職員が到着するまでは、施設管理者が管理する。

避難所開設班は、住民組織のリーダーが中心となって自治組織を結成するように、組織やルールづくり等を支援する。また、避難所運営における相談や災害対策本部との調整等を行う。

資料編 p 56	避難所の運営
----------	--------

(2)避難所の管理と安心の提供

避難所の適切な運営と避難者の安心に供するため、次のことを行う。

①避難所事務室・相談室の開設

避難所に避難所事務・相談室を開設し、運営の拠点とともに、避難者の各種の相談等に応じる体制をつくる。

②避難者の把握と名簿の作成

自治組織の協力を得て、避難世帯調査票、避難者名簿を作成し、避難者の把握を行う。また、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、災害対策本部へ報告する。

③避難所広報の実施

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。要配慮者に考慮し、自治組

織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

④防犯対策

避難所では外来者は受付記録をとり、防犯に注意する。必要に応じて警察官の派遣を要請する。また、警察官と協議して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

8. 避難所の設備整備

(1) 居住スペースの確保

避難所開設班は、施設管理者と協力して避難所のスペースを確保し、要配慮者に配慮した要配慮者スペースなど、高齢者や障害を持つ人の介護のため、また女性の更衣や授乳等のためのスペースについて配慮するとともに、被災者のプライバシー及び安全の確保に努める。また、避難生活が長期化する場合、関係担当班と協議の上、避難所生活の環境整備に努める。

表一スペース例

- ・ 居住・生活スペース、・ 休憩スペース、・ 更衣スペース、
- ・ 洗面・洗濯スペース、・ 救護センタースペース、・ 物資保管スペース、
- ・ 配膳・配給スペース、・ 駐車スペース

(2) 設備・備品の整備

季節の特性や要配慮者に配慮しつつ避難生活に必要な設備・備品を整備する。なお、救援班は、施設班と連携して、必要な設備を確保し設置する。

表一避難所の設備例

- ・ 暖房器具、・ 仮設トイレ、・ 公衆電話、・ 給湯設備、・ 掲示板、
- ・ 間仕切り、・ 仮設風呂、・ 食器、調理器具、・ 清掃用具、・ スピーカー

(3) 女性への配慮

避難所は不特定多数の避難者が一時的に共同生活を送る場所であり、自宅とは異なる様々な制約があるが、緊急的な避難時とはいえ、最低限の生活上の安心・安全は確保されるべきであり、市はじめ関係機関、また避難所を運営する組織はそうした安心・安全面での配慮を念頭においておく必要がある。

利用可能なスペースに限りのある避難所においては、ある程度男女の区分なく生活スペースを共有し、男女共同で生活を送る必要があるが、そのような場合においても女性の権利を尊重し、安心して避難所生活を送ることのできる安全な環境を確保するため、できる限りの配慮を検討する。主な配慮事項を資料編に示す。

(4) ペット対策

近年の災害での避難においては、ペットとの同行避難を要望する声も多く、避難住民が避難所にペットを連れてくることが予想される。大規模災害時は、飼育しているペットが飼育者の管理下から離れると、街をうろつくなどの事態も考えられ、衛生面や安全面で非常に問題となることから、できる限り飼育しているペットは同行避難することが望ましいが、一方で、共同生活を営む避難所においては、衛生面や騒音等の環境面でペットとの同居は困難であり、ペットの避難対策について、大型の動物や危険な動物の対応等も含め、資料編に示すような点について対策を講じる。

資料編 p 57

ペット対策の考え方

9. 避難者への支援

(1) 食料・物資の供給

救援班は、避難者名簿から必要数を把握し、本部事務局に供給を連絡する。食料は、アレルギー等に配慮する。避難者への配布は、自治組織及びボランティアが実施する。

(2) 衛生対策

避難開設班は、自治組織、保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持に努める。自治組織は、ゴミ捨てや清掃ルールを定め、定期的に避難者で清掃を行う。

なお、し尿処理等については鋸南地区環境衛生組合、南房総市水処理センター（環境班）が行う。

表－衛生対策例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ箱、清掃用具の設置、 ・トイレ、洗面所の清掃・消毒、 ・し尿処理 ・ゴミ置き場の清掃・消毒 |
|---|

(3) 食中毒の予防

避難所開設班は、食中毒の予防のため、食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

(4) 入浴対策

救援班は、自衛隊の入浴支援、近隣のホテル、旅館等の入浴施設等を確保し、被災者に提供する。

(5) 健康管理対策

避難所開設班は、インフルエンザ等の予防のため、薬品を確保し、手洗い、うがいを励行する。また、避難所内に救護所を設置し、派遣医師・看護師等による健康診断や巡回医療などを実施する。なお、心のケア等にも配慮する。

10. 避難所の集約及び解消

避難生活の改善及び施設の本来機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難場所の集約及び解消を図る。

11. 避難所設置における災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額

(1) 経費内容

- ア 賃金職員等雇上費
- イ 消耗器材費
- ウ 建物の使用謝金
- エ 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- オ 光熱水費
- カ 仮設便所等の設置費

(2) 限度額

- ア 基本額 1人1日当り330円以内
- イ 加算費 福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費

(3) 避難所開設の期間

避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内

第5節 要配慮者の安全確保対策

■計画方針

風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、市が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1. 避難誘導等

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。

(2) 緊急入所等

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や広域避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2. 避難所の開設、要配慮者の対応

(1) 避難所の開設

避難所の開設は、「第4節 避難計画」による。

市は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

大規模災害時には、避難所等で避難生活を送る高齢者、障害者や乳幼児などの要配慮者が心身状況の悪化によって、二次被害を受けることを防ぐため、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）や災害支援ナースの派遣の要請を検討する。

(2) 福祉避難所の設置

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

福祉避難所の設置は、市長が福祉避難所として協定締結又は指定されている施設を福祉避難所として設置する。また、乳幼児、妊産婦等に配慮した母子福祉避難所を市の公共施設に設置する。

ア 福祉避難所の設置は、市長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

イ 本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

エ 福祉避難所への円滑な避難に繋がるよう、福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定することを検討する。

オ 市は平時から、福祉避難所として利用可能な施設の把握、福祉避難所の協定締結、及び災害対策基本法第49条の7指定を行うよう努める。

(3) 指定福祉避難所

災害時に体育館などの指定避難所での避難生活が困難な高齢者や障害者など特別な配慮を必要とする人が直接避難する指定福祉避難所を設置する。

ア 指定福祉避難所の開設運営の期間は、警戒レベル3高齢者等避難が発令され、かつ、指定避難所が閉鎖するまでの期間とする。

イ 指定福祉避難所に避難できる人は、その施設を利用している要配慮者とその家族、自宅がハザードマップ上で風水害の危険区域内にある人、避難行動要支援者名簿への登載者など受入対象者の選定基準があり、事前に施設と調整し、市が特定した人だけが避難することができる。

ウ 市は、協定を締結した施設を指定福祉避難所として公示する。

(4) 外国人への対応

県は、災害の状況に応じ、(公財) ちば国際コンベンションビューローに災害時多言語支援センターを設置し、同財団と連携して多言語での情報提供、外国人相談対応、市町村への翻訳・通訳支援、語学ボランティアの派遣等を行う。

市は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

県災害時多言語支援センターは、市から要請があったときは、(公財) ちば国際コンベンションビューローに登録されている語学ボランティアを派遣する。

(5) 旅行者・滞留者への対策

公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者に対し、交通機

関の管理者等に協力して次のような支援を行う。

ア 安全確保と情報提供

交通機関の管理者等は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。また、市、警察等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報を提供する。

イ 施設等の提供

市は、滞留時間が長期に及ぶ見通しのときは、交通機関の管理者等と連携して、最寄りの避難場所等に滞留者を誘導し、必要な支援を行う。

3. 避難所から福祉避難所への移送

避難所から福祉避難所への移送が必要となった場合は、可能な限り家族等や支援者の協力を得て福祉避難所へ避難する。自力での移動が不可能な場合は、市は移送手段の確保に努める。

4. 被災した要配慮者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅(以下「福祉仮設住宅」という。)の設置等について検討していくものとする。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、市は県と連携して、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

ア 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

イ 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 孤立集落対策計画

■計画方針

土砂の崩落等での交通路の遮断による孤立集落が発生した場合に、最初に被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速な実施を行い、次に緊急物資等の輸送により地域住民の生活を維持するとともに、道路の応急復旧により生活の確保を図る。

1. 孤立実態の把握

防災時には、平素からの孤立予想に基づき、直ちに災害の発生が予想される地域と連絡を取り、孤立の有無と被害状況について確認する。

(1) 孤立状況の確認

市は、孤立状況や、道路、通信サービス、電気、ガス、上水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県(防災対策課)又は県災害対策本部(設置された場合)に速やかに調査結果を報告する。

また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(2) 被害状況の把握

市は、孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、市災害対策本部を通じて、県(防災対策課)又は県災害対策本部(設置された場合)に速やかに調査結果を報告する。

2. 救助・救出対策

(1) 救助・救出活動に当たって

人命の救助を第一とした孤立地域からの救出活動を実施する。

(2) ヘリコプターの要請

ヘリコプターの要請の必要がある場合は、市災害対策本部を通じて、県(防災対策課)又は県災害対策本部(設置された場合)に速やかに要請する。

また、要請については、「第10節 広域応援の要請」に基づいて行い、ヘリポートを確保するとともに、病傷者の救助要請については、救助場所、被救助者の容体、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。

(3) 医師等の現地派遣

負傷者等が多い場合は、医師、看護師等の現地派遣にも配慮する。

(4) その他の活動

孤立地域内の要配慮者の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無について検討し、必要に応じて他の市町村等の応援を得て救出を推進する。

3. 通信手段の確保

一般電話回線が不通となった場合、情報上の孤立状態を解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

市 等…職員の派遣、防災行政無線、衛星無線、I P 無線、デジタル簡易無線、衛星携帯電話、防災携帯電話等による

電話通信会社…災害応急復旧用電話等の可搬型無線機の設置、同特設公衆電話の設置

住 民…農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、アマチュア無線等の利用

4. 食料等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の緊急輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送計画を実施する。

5. 道路の応急復旧活動

(1) 復旧の順位

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限の輸送用道路をまず確保する。

このため、孤立地域に通じる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪車、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

(2) 道路管理機関の活動

道路管理を行う機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置等の応急工事を早急を実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を早急に行う。

第7節 医療救護活動

■計画方針

市は、関係機関との連携を図りながら、災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、関係機関と緊密に連携をとりながら、被災者の医療救護に万全を期する。

1. 医療救護活動

災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護活動を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携のもとに迅速な医療救護活動を行う。

(1) 市町村の役割

- ア 発災時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。
- イ 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。
- ウ 発災時には救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- エ 前記ア、イ、ウの他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

(2) 情報の収集・提供

市は、以下について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

- ア 傷病者等の発生状況
- イ 医療施設の被害状況・診療機能の確保状況
- ウ 避難所及び医療救護所の設置状況
- エ 医薬品及び医療資器材の需給状況
- オ 医療施設及び医療救護所等への交通状況
- カ その他医療救護活動に資する事項

(3) 医療救護活動

①実施機関

ア 医療救護は、市長(本部長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市長(本部長)がこれを補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長(本部長)が行う。

また、知事は日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。

イ 市の体制では処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ アにより市長(本部長)が行う場合は、次により実施する。

(ア)安房医師会の長と締結した協定に基づき安房医師会が組織する救護班

(イ)安房歯科医師会の長と締結した協定に基づき安房歯科医師会が組織する救護班

(ウ)安房地域医療センターの救護班

(エ)日赤救護班

②医療救護班出動の要請

市長(本部長)は、医療救護の必要に応じて安房医師会長、安房歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に応援を求めるなど必要な措置を講じる。

③救護所の設置

市長(本部長)は医療救護活動を行うにあたり必要と認めるときは、南房総市立富山国保病院又は被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関等に救護所を設置する。

表一救護所

救護所の名称	住 所	電話番号
市立富山国保病院	平久里中1410-1	0470-58-0301

④救急・救助、搬送体制及び災害拠点病院

ア 救急・救助

救急・救助活動を行うに当たっては、主に以下の事項について考慮のうえ、優先順位を決定して実施する。

(ア)トリアージ*を実施して、救命の処置を必要とする重傷者を優先する。

(イ)高齢者、乳幼児等身体抵抗力の弱い者を優先する。

(ウ)同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、原則として災害現場付近を優先する。

(エ)災害現場以外で同時に多数の救急・救助が必要となった場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する。

* トリアージ: (Triage)

災害時等において、現存する限られた医療資源(医療スタッフ、医薬品等)を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが大切である。トリアージとは、負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。

イ 搬送体制

救護班の責任者は、医療救護を行った者のうちトリアージの実施結果を踏まえ、後方医療施設に収容する必要がある者の搬送を市長(本部長)又は知事に要請する。

原則として、被災現場から救護所への搬送は市が、救護所から後方医療機関までの搬送は市及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

ウ 災害拠点病院

本市を含む安房保健医療圏での災害拠点病院は、次のとおりである。

表－災害拠点病院

地域災害医療センター名	住 所	電 話	備考
安房地域医療センター	館山市山本1155	0470-25-5111	合同救護本部
医療法人鉄蕉会亀田総合病院	鴨川市東町929	04-7092-2211	DMAT活動拠点本部

市内の医療施設や安房保健医療圏での拠点病院で対応できない場合は、後方医療施設に搬送し、入院・治療を行う。

エ 救護班の活動車両

救護班の出動及び活動のための車両等は「第9節4．輸送計画」に定める車両等による。

⑤医薬品・資器材の確保

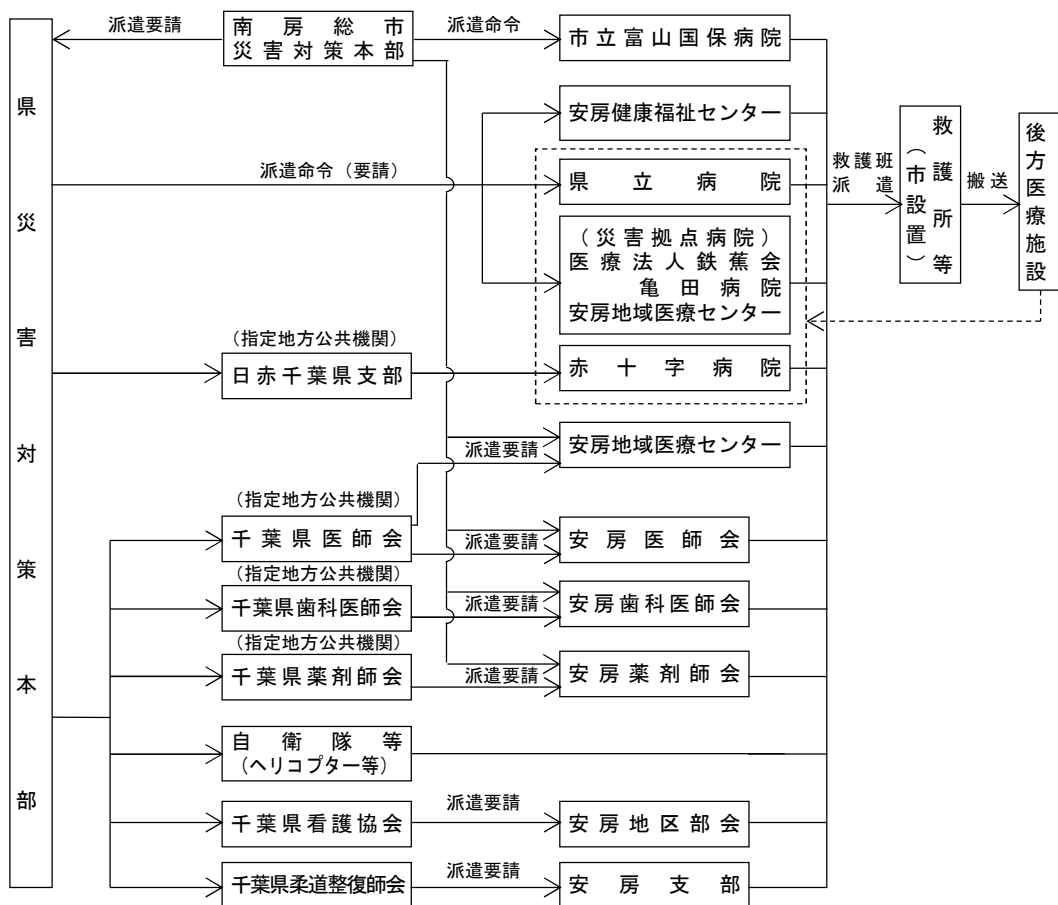
ア 救護班の対応

市長(本部長)の要請により出動した医師会救護班等が使用する医療資器材等及び医薬品については、当該救護班が携行する医薬品等をもって対応する。

イ 不足のときの調達方法

医療救護のために使用する医療器具及び医薬品等が不足しているときは、県に応援を要請する。

図一 医療救護活動の体系図



第8節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

■計画方針

災害発生時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想される。このため住民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期する。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1. 災害警備計画（警察）

（1）基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

（2）警備体制

警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

資料編 p 88	警備体制
----------	------

（3）災害警備活動要領

（ア）要員の招集及び参集

（イ）気象情報及び災害情報の収集及び伝達

（ウ）装備資機材の運用

（エ）通信の確保

（オ）救出及び救護

（カ）避難誘導及び避難地区の警戒

（キ）警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

（ク）災害の拡大防止と二次災害の防止

（ケ）報道発表

（コ）行方不明者の捜索及び迷子等の保護

（サ）死傷者の身元確認、遺体の収容

（シ）交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

（ス）地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

（セ）協定に基づく関係機関への協力要請

（ソ）その他必要な応急措置

2. 交通対策計画

(1) 災害時における危険箇所

豪雨等で道路路肩の欠壊及び法面崩落が予想される危険箇所が、主として市内北部の丘陵地域に存在する。(第1部総論第4章参照)

(2) 被災施設の応急対策方法

① 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告するものとする。

② 調査及び報告

市の調査班は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告するものとする。

(ア) 市の調査班は、市内の道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無その他被災の状況等を市長に報告するものとする。

(イ) 市長は(ア)による報告を受けたときは、その状況を直ちに市内を管轄する関係機関の長に報告するものとする。

3. 交通規制計画

災害が発生した場合、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに規制に係る区域又は道路規制区間等の内容を交通情報提供装置の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て周知に努める。

(1) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。この場合は、道路利用者に対して迅速に情報を提供する。

(2) 公安委員会の交通規制

ア 交通の規制

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 緊急交通路の確保

公安委員会は、隣接もしくは近接する都県の地域にかかる災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊

急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

(3) 警察署長の交通規制

警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

(4) 警察官の交通規制等

ア 警察官による交通規制

警察官は道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。

この場合、信号機の表示する信号に係わらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 通行禁止区域等における措置

警察官は、通行禁止区域等(前記(1)、(2)ア)により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ)において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しく支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。

このとき、警察官の命令に従わない場合、もしくは運転者等が現場にいないために命ずることができない場合は、警察官が自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

(5) 自衛官、消防吏員の措置命令及び措置等

ア 自衛官、消防吏員(以下「自衛官等」という。)は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記(4)イの職務を執行することができる。

イ 自衛官等は、前項の命令、又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

(6) 海上保安部(署)の海上交通規制

ア 漁港内及び航路付近の障害物の状況及び船舶交通の輻輳状況に応じ、必要のある場合には航行制限を実施するものとする。また、東京湾海上交通センターは海上交通情報の提供、航路管制及び巡視船艇により航路航行船舶の交通整理を実施する。

イ 航行制限の実施及び航路標識の流出、移動、消灯等については、発生の都度、水路通報又は管区航行警報の他、海の安全情報等により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとる。

4. 交通規制の指針

(1) 交通規制の対象路線

県では、「千葉県緊急輸送道路1次路線(交通規制対象道路)」の中から、交通規制の対象となる道路を選定する。本市の千葉県緊急輸送道路1次路線(交通規制対象道路)に指定されている路線は以下の3路線である。

富津館山道路、一般国道 127 号、一般国道 128 号

(2) 交通規制の指針

- ア 緊急交通路を確保するため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- イ 交通規制を実施するため、必要により交通検問所を設置する。
- ウ 交通規制を実施するときは、道路法、道路交通法もしくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行う。

5. 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認

- ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策的、かつ、円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両)であることの確認を求められることができる。
- イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。
- ウ 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

- ア 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両届出済証(以下「届出済証」という。)を交付する。
- ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記(1)アの確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して前記(1)イの標章及び確認証明書を交付する。

6. 規制除外車両の確認等

(1) 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

(2) 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記5（1）を準用する。

(3) 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって、下記に該当する車両については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記5（2）を準用する。

- ・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

資料編 p 80	資料 9-4 〔参考：緊急通行車両の対象と内容等〕
----------	---------------------------

7. 交通情報の収集及び提供

(1) 交通情報の収集

交通情報の収集は、オートバイその他の機動力を極力活用して行う。

(2) 交通情報の提供

交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

8. 災害発生時に運転者のとるべき措置

災害発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。

ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動すること。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2)通行禁止区域などにおいては、次の措置をとること。

ア 車両を道路外の場所に置くこと。

イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。

ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。

第9節 救援物資供給活動

■計画方針

災害時に生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、住民の基本的な生活は確保されなければならない。

このため、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について、適切なニーズの把握を行うとともに、迅速な輸送活動の確立を得て救援・供給活動を行う。

なお、県からの救援物資の供給支援は、市からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や行政機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとることとされている。

そのため、大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

1. 食料の供給

(1) 実施体制

ア 食料の供給は、市長(本部長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長(本部長)はこれを補助する。

市長(本部長)は災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、市長(本部長)に救助を行わせることができる。

災害時に自力で食料の調達に困難な住民に対する食料の供給は、災害救助法適用の有無にかかわらず市長(本部長)が行う。

県は、市が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。

イ 市長(本部長)は、市単独での対応が不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

県及び市は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の飲料水等、食料、生活必需品などを送り込む「プッシュ型」による供給を行うこととされている。

(2) 炊出しその他による食品給与の方法

ア 炊出しその他による食品の給与は、米穀、乾パン又は一般食品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与に当たっては被災者が直ちに食することができる現物を給与する。

- イ 米穀による炊出し給与は、市長(本部長)が赤十字奉仕団等の協力を得て、避難計画に基づき避難所に設置された炊出し設備等により炊飯して行う。
- ウ 炊出し給与のための調味料、副食等は市の関係業者から調達し、これを充てる。
ただし、本市のみで調達が不可能又は必要数量を確保できないときは、その補給について県に要請し、市長(本部長)に代わって知事が関係業者から調達し、補給する。

(3) 災害救助法適用の場合の食品供給計画

災害救助法を適用した場合の、炊出しその他による食品の給与は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

① 炊出しその他による食品給与費の経費及び限度額

ア 経費内容

主食費、副食費、燃料費、機械・器具備品等の使用謝金又は借上費、消耗器材費及び雑費

イ 限度額

アの経費のうち雑費を除く合計額が1人1日当たり1,160円以内

② 炊出しその他による食品給与の期間

炊出しその他による食品給与の期間は、災害発生の日から7日以内

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に7日以内を現物により支給

③ 政府所有米穀の調達

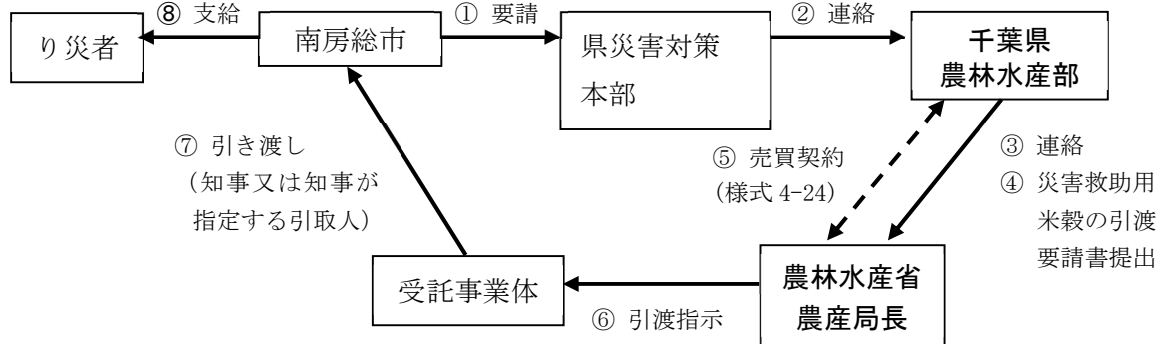
ア 市長(本部長)は必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。

また、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づいて、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。

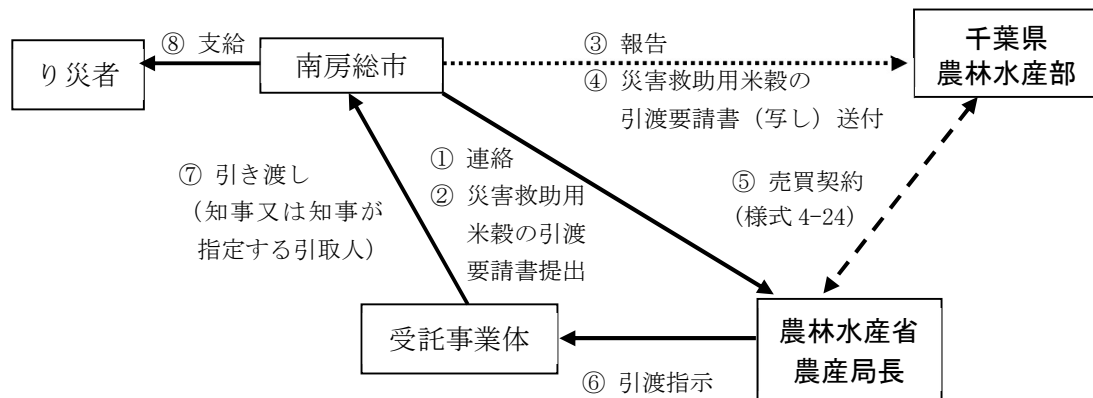
イ 上記による政府所有米穀の受渡し系統図は、次に示す(1)・(2)のとおりである。

図一 政府所有米穀の受渡し系統図

(1) 市町村からの要請を受け、県が要請する場合



(2) 市町村が直接要請した場合



2. 応急給水

(1) 実施機関

- ア 飲料水等の供給は市長(本部長)が安房郡市水道部と連携して行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長(本部長)はこれを補助する。
- イ 市長(本部長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは救助に着手する。
- ウ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、市長(本部長)に救助を行わせることができる。
- エ 市長(本部長)は、当該市町村限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 給水の実施

ア 飲料水等供給の方法

応急給水は拠点給水を原則とし、被害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施する。

イ 供給期間

災害発生の日から7日以内を目安とし、必要に応じて延長する。

ウ 広 報

被災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水等調達方法及び水質について適切な広報活動を実施する。

(3) 災害救助法による費用の範囲

飲料水等の供給を実施するため支出できる費用は、給水及び浄水に必要な借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費、また、真にやむを得ない場合に限り水の購入費について、当該地域における通常の実費とする。

(4) 応急給水用資機材の現況

応急給水用の資機材は、給水車及び組み立て水槽を有する。また、非常時の応急給水として消防水利に指定されている学校プールの水の濾過器があり、詳細は資料編に示す。

3. 被服、寝具その他生活必需品等供給計画**(1) 実施機関**

ア 被服、寝具及びその他生活必需品の給与又は貸与は、市長(本部長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長(本部長)はこれを補助する。

市長(本部長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市町村長に救助を行わせることができる。

イ また、市単独での対応が不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の飲料水等、食料、生活必需品などを送り込む「プッシュ型」による供給を行うこととされている。

ウ 市は、あらかじめ協定を締結するなど商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

(2) 配布を受ける者

住家の被害が全壊(焼)、半壊(焼)等であって次に掲げる者

ア 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者

イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(3) 生活必需品等の内容

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

(4) 災害救助法による給与又は貸与の限度額

資料編 p 81	災害救助法による給与又は貸与の限度額 夏季(4月から9月まで) 災害救助法による給与又は貸与の限度額 冬季(10月から翌年3月まで)
----------	---

(5) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内に給与、貸与を完了させる。

(6) 給与又は貸与の方法

全壊(焼)、流出世帯と半壊(焼)床上浸水世帯について、それぞれの構成員に応じて配分する。

(7) 小災害対策

災害救助法の適用に至らない災害(火災を含む)により、住家が全壊(全焼、焼失)、半壊(半焼)、床上浸水の被害を受けた世帯に対し、被害区分に応じて毛布、敷布等見舞品を支給する。この業務は、県が日本赤十字社千葉県支部に委託している。

4. 輸送計画

災害時における被災者の避難及び救援物資並びに応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速、かつ、円滑な輸送を図る。

(1) 緊急輸送道路の確保

① 緊急輸送道路(緊急輸送ネットワーク)

災害発生時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、千葉県地域防災計画において、道路(緊急輸送道路)、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークが定められている。本市に関連する路線は以下の通りであり、災害発生時には、以下に示す緊急輸送ネットワークを形成する道路の確保を行う。

【災害時道路ネットワーク】

ア 県指定緊急輸送道路1次路線

富津館山道路

一般国道127号

一般国道128号

イ 県指定緊急輸送道路2次路線

一般国道410号

和田丸山線

鴨川富山線

外野勝山線

犬掛館山線
富浦停車場線
市道富浦1号線
市道千倉17号線
市道川口14号線

ウ 県指定緊急輸送道路3次路線

市道滝口54号線

エ その他の災害時緊急輸送路

陸路と併せて、海域からの緊急輸送路として館山港耐震岸壁の利用を図る。

②被害状況の把握

市は、市内の緊急輸送道路及び災害時連絡道路の被害状況、道路上の障害物の状況等を把握する。緊急輸送道路については、市災害対策本部を通じて、県(防災対策課)又は県災害対策本部(設置された場合)に速やかに調査結果を報告する。

③緊急輸送道路等の啓開実施

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に南房総市防災協力会等と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

ア 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して以下を実施する。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動

(その際は、やむを得ない限度での破損を容認)

イ 土地の一時使用

アの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。(沿道での車両保管場所の確保)

ウ 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市町村(指定都市を除く)に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

(2) 車両等の確保

① 車両等の調達

ア 市は、災害対策にあたる市保有の全車両の運用状況を把握し、効率的な管理及び必要な車両の確保を行う。

イ 市保有車両に不足が生じる場合は、近隣市町の運送業者等から車両を調達する。
また、必要に応じて、県に対し車両の斡旋や調達を要請する。

ウ 借上げに要する費用は、市が当該運送業者等との団体もしくは当該業者等と協議して定める。

エ 市は、調達可能なガソリンスタンドの状況を把握し、市保有の全車両、借上げ車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

② 車両等の配車

災害時における各部の分掌事務が、効率的に行われるように統括部管財渉外班において、調達車両の配分、災害規模に応じた車両の運用に努める。

また、災害時における各部班に配分する車両は、配車計画に基づいて行う。

(3) 緊急輸送

① 範 囲

市が行う緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

ア 被災者に支給する生活必需品、救急、防疫資機材等

イ 医療又は助産のための救護員

ウ 食料、飲料水等確保のため必要な要員、供給に必要な資機材等

エ 被災者の救出及び救護のため必要な要員

オ その他市長(本部長)が必要と認めたとき。

② 道路による輸送

災害応急対策や救護活動に必要な物資の輸送は、各事務を掌握する活動班に配車された車両で行う。

③ 鉄道による輸送の要請

自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道株式会社又は日本貨物鉄道株式会社に鉄道による輸送を要請する。

④ ヘリコプターによる輸送の要請

災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。

⑤ 船舶による輸送の要請

陸路による緊急輸送が困難な場合においては、海路を利用して輸送する。その場合においては、漁業協同組合に組合及び組合員の持船による海上輸送の協力を要請する。

第10節 広域応援の要請

■計画方針

災害時には、被害が拡大し市の防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。このため、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、市災害対策本部は県への応援要請等により、他市町村、民間等の協力を得て災害応急対策を実施する。

1. 受援体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、「南房総市災害時受援計画」に基づき、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、感染症対策として適切な空間の確保に配慮するものとする。

なお、宿泊場所の確保が困難となる場合に備え、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設拠点や車両を設置できる空き地など、活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

2. 広域応援の要請

(1) 国・県に対する応援要請

① 応援要請の実施

ア 市長（本部長）は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

イ 市長（本部長）は、総務省の応急対策職員派遣制度による災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数名で構成するチームの支援が必要と認める場合、県に支援チームの派遣を要請する。

ウ 緊急消防援助隊、広域緊急援助隊、及び自衛隊の各部隊の後方支援を行うための応急対策活動拠点の候補地をあらかじめ選定する。

② 経費の負担

国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 市町村相互の応援

① 応援要請の実施

市長（本部長）は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めるときは、あらかじめ締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（平成8年2月23日）に基づき、他市町村長に対して応援要請を行う。また、他市町村長から応

援を求められた場合は、特別の事情がないかぎり職員等を派遣する。

【 「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」の内容 】

- 食料、飲料水等及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- 被災者の一時収容のための施設の提供
- 被災傷病者の受入れ
- 遺体の火葬のための施設の提供
- ごみ・し尿などの処理のための施設の提供
- ボランティアの受付及び活動調整
- 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

②経費の負担

応援に要した費用は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき経費の負担を行う。

③他市町村への応援

市長（本部長）は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、自主的に応援を行う。

(3) 他消防機関に対する応援要請

①応援要請の実施

安房郡市消防本部は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めたとき、あらかじめ締結した「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、千葉市消防局（総括消防機関）に消防応援部隊を要請する。

表－応援要請文書の記載事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の種類 ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況 ③ 要請する車両、資機材等の種別及び数量並びに人員 ④ 応援隊の到着希望日時及び集結場所 ⑤ その他必要な事項 |
|---|

②応援部隊の受入施設等

前述の千葉県広域消防相互応援協定（県内消防機関）及び県外の消防機関（緊急消防援助隊）の受入施設及び物資調達先等は資料編に示す。

資料編 p 82

応援部隊の受入施設等

資料編 p 83

応援部隊の活動物資調達先等

③応援部隊の派遣

他市町村及び他都道府県の被災地に消防隊を派遣するよう要請があった場合には、迅速に当該地域で相互応援を実施する。

(4) 水道事業体等の相互応援

市長（本部長）災害等により水道水の供給が停止し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結している「千葉県水道災害相互応援協定」に基づく手続きを安房郡市水道部に要請する。

安房郡市水道部は、市長（本部長）からの要請を受けた場合は速やかに千葉県に応援要請を行う。

(5) 民間団体等に対する応援要請

市長（本部長）は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めたときは、自主防災組織、各事業者等の民間団体及びボランティア等の民間の協力団体に応援要請を行う。

(6) 資料の提供及び交換

防災関係機関は、災害応急対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

3. 広域避難者の受入れ

市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れについては、以下のように、県の調整のもとで手続を円滑に行うこととなっている。

(1) 広域避難の調整手続等

① 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

② 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、他の被災都道府県から本県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。

(2) 広域避難者への支援

県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

① 全国避難者情報システム

住所地(避難前住所他)の市町村や都道府県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。避難者を受け入れた県及び市町村は、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

② 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市町村は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

③ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

第11節 自衛隊への災害派遣要請

■計画方針

市は、災害時において自力及び災害関係機関の力のみではその対応が困難である場合に備えて、自衛隊への派遣要請を迅速に行えるよう、派遣要請の手順及び必要事項を明らかにし、災害応急対策に万全を期する。

1. 災害派遣要請依頼手続き

市長(本部長)は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して次の要領で派遣の要請依頼を行う。ただし、自衛隊は、災害において特に緊急を要し、要請を待っているとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

(1) 知事への災害派遣要請の依頼

- ア 知事に対する自衛隊の災害派遣の要請依頼は、原則として市長(本部長)が行う。緊急を要する場合は電話等で依頼し、その後速やかに文書を提出する。(様式-2)
- イ 緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき、もしくは通信の途絶などにより知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地指令等の職にある部隊の長に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

(2) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ、緊急を要し、やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね災害派遣要請の範囲に示すとおりとする。

(3) 明らかにする事項

自衛隊派遣を要請依頼する際には次の事項を明らかにする。

- ア 災害状況及び派遣要請の理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考事項(作業用資機材、宿营地等)

(4) 連絡先

ア 県防災危機管理部防災対策課

(緊急の場合)

陸上自衛隊 第1空挺団本部第3科(習志野駐屯地)

〒274-8577 船橋市薬円台 3-20-1

TEL 047-466-2141(内線 218)

イ 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊(東京都立川駐屯地)

ウ 海上自衛隊 第21航空群(千葉県館山市)

資料編 p 82

災害派遣要請の範囲

資料編 p 83

緊急の場合の連絡先

2. 自衛隊受入体制

①他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

市長(本部長)は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的、かつ、効率的に作業を分担する。

②作業計画の作成及び資材等の準備

市長(本部長)は、次の事項を明らかにするとともに、作業の実施に必要な資材を準備し、かつ、諸作業に係る管理者の了解を得る。

表一明らかにする事項

- | | |
|---|----------------------|
| ① | 作業箇所及び作業内容 |
| ② | 作業箇所別必要人員及び必要機材 |
| ③ | 作業箇所別優先順位 |
| ④ | 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所 |
| ⑤ | 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 |

③派遣部隊の受け入れ

市長(本部長)は、派遣された部隊に対し、次の施設等を設置できる場所を準備する。

- ア 本部事務所
- イ 宿舍
- ウ 材料置き場、炊事場(野外の適切な広さ)
- エ 駐車場(車1台の基準3m×8m)
- オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

資料編 p 50

臨時ヘリポート(自衛隊選定)

資料編 p 83

指揮連絡用ヘリコプター

3. 派遣部隊の撤収要請

災害派遣部隊の撤収要請依頼は、市長(本部長)と派遣部隊の長との協議後、市長(本部長)が知事に対し文書をもって依頼する。(様式-4)

4. 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。ただし、その活動内容が他市町村にまたがった場合は、当該市町村と協議のうえ、負担割合を定める。

表一 経費の内容

- ① 派遣活動に必要な資器材(自衛隊装備に係わるものは除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動にともなう光熱、水道、電話料等
- ④ その他負担区分に疑義が生じた場合は、自衛隊と協議

様式—2

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

南房総市長

印

自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1)災害の状況

(2)派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日(時 分)から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1)活動希望区域

(2)活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式—4

第 年 月 日 号

千葉県知事

様

南房総市長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について(依頼)

年 月 日付け第 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

第12節 学校等の安全対策・文化財の保護

■計画方針

災害発生時は学校等における児童・生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童・生徒に対しての支援も行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1. 防災体制の確立

(1) 防災教育の一層の充実

市長及び幼稚園長及び小・中学校長(以下、「校(園)長」という。)は、災害の教訓を活かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること(自助)や、他者や地域の防災に貢献できること(共助)など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

(2) 事前準備

- ア 校(園)長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- イ 校(園)長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - a 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。
 - b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
 - c 当該教育委員会、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡体制を確立する。
 - d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(3) 災害時の体制

- ア 校(園)長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- イ 校(園)長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会へ報告しなければならない。
- ウ 校(園)長は、状況に応じ、当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。
- エ 校(園)長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- オ 校(園)長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- カ 応急復旧計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(4) 災害復旧時の体制

- ア 校(園)長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、市教育委員会と連携し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- イ 市教育委員会は、被災学校の校(園)長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ウ 校(園)長は、学校が災害により校舎の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒等の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、市教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努める。
- エ 市教育委員会は、被災学校に対して授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

2. 応急教育実施の予定施設

- ア 被災の程度に応じ、おおむね資料編に示すような方法により、学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。
- イ 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議のうえ選定し、教職員・住民に対し、周知徹底を図るように指導する。

資料編 p 84

被害程度と応急教育実施予定施設

3. 応急教育方法

学校の施設が被災、あるいは地域の避難施設となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

- ア 学校施設が被災した場合は、応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるように措置を講じる。
- イ 応急復旧が不可能な場合は、被災僅少地域の学校施設・公民館・その他民有施設等を借り上げて実施する。
- ウ 一斉授業が不可能な事態が予想される場合は、勉学の方法、内容等をあらかじめ周知させる。
- エ 長期にわたり授業不可能な事態が予想される場合は、学校と児童・生徒との連絡方法及び勉学上の組織(地区組織など)の整備と活用を十分に行う。
- オ 市教育委員会単位の動員体制を整え、管内各学校が緊密な連携のもとで対処できるようにする。

4. 学用品の調達及び支給

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は、市長(本部長)が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長(本部長)はこれを補助するものとする。

市長(本部長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、学用品の給与に着手する。

知事は、災害救助法が適用された場合においても、学用品の給与を迅速に行う必要があると認めるときは、市長(本部長)に学用品の給与を行わせることができる。

(2) 学用品の給与

① 学用品の給与を受ける者

ア 災害によって住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水の被害を受けた児童・生徒等であること。

イ 小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。)、中学校生徒(特別支援学校の中学部生徒を含む。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の過程及び通信制の課程を含む)、特別支援学校の高等部)。

ウ 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

② 学用品給与の方法

ア 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

イ 被害別、学年別の学用品購入(配分)計画を立てて行う。

ウ 実施に必要なものに限り支給する。

エ 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

③ 学用品の品目

ア 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

④ 学用品給与の費用限度額

ア 教科書(教材を含む。)代は実費とする。

イ 文房具及び通学用品

小学生児童 1人当り 4,500円以内

中学生生徒 1人当り 4,800円以内

高等学校等生徒 1人当り 5,200円以内

⑤学用品の給与期間

教科書(教材を含む。)については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

5. 授業料等の減免・給食の措置

市は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。また、給食に必要な物資の確保を行う。

(1)授業料の減免等

教育班は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

(2)給食の措置

ア 市長(本部長)は、被害を受けた学校給食用物資に関して、その状況について県災害対策本部支部(支部が設置されている場合)を経由して県災害対策本部に速やかに報告しなければならない。

イ 市は、学校給食用物資に被害を受けたことによる補充又は応急の給食を実施するため、米穀等の給付を受けようとする場合は、学校給食用米穀取扱要綱及び学校給食用小麦取扱要領に基づき、学校給食会に対し需要の申請を行うことにより、米穀等の供給(学校給食用米穀、小麦粉の供給価格で)を受ける。

6. 文化財の保護

文化財は地域及び国民の貴重な財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止に努める。

(1)災害時の状況把握及び報告

ア 市は文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

イ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市町村を経由し県に報告する。

(2)災害時の応急措置

ア 市は文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

イ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急措置や災害の拡大防止に努める。構造物については市町村の協力を得て、二次災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市町村の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第13節 帰宅困難者等対策

■計画方針

台風の停滞等、風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。帰宅困難者は、自宅までの距離が遠く、徒歩で帰宅することが困難な人であり、本市においては、通勤者以外に観光客も想定される。

1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、市民、企業、学校など関係機関に対し、県、国、周辺市町村と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

2. 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3. 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4. 帰宅困難者等への情報提供

市は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、県と連携し駅周辺帰宅困難者等対策協議会において確立された情報連絡体制を活用していくとともに、関係機関と連携して緊急速報メール（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、楽天モバイル）、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺のデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討する。

5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

市は県と連携し、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

市は、必要な場合に区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

市は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への誘導

駅や大規模集客施設等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。本市では観光客が帰宅困難者となることが予想されるため、市は県や関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

第14節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

■計画方針

災害により多数の傷病者が発生し、また医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

1. 保健衛生対策活動

市は安房健康福祉センター等と連携して、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスカケアを実施する。

(1) 保健活動

①巡回健康相談の実施

安房医師会等との連携の下に保健活動班を編成し、避難所及び避難所以外への避難者に対して、巡回により、被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。

②入浴情報の提供

被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。

③二次被害の防止

市は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）等について、積極的な予防活動を継続的に行う。特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

また、食中毒等の予防のため、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査に徹底を図る。

④精神医療、メンタルヘルスカケアの実施

被災者の心理的ケアに対応するため、市は「心のケア」や「PTSD」* に対するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

* PTSD: (外傷後ストレス障害) (Post Traumatic Stress Disorder)

PTSDはアメリカのベトナム戦争で大変なトラウマを経験してきた人達が、帰国後に社会に適応できず、さまざまな精神症状を呈したので、これをPTSDとしてまとめたもの。

トラウマ: 心理的刺激によって、心のバランスを失うほど情動的なショックを与えられたとき、無意識のうちに心の中に残される傷痕。

(2) 活動体制の整備

安房健康福祉センター及び市は、平常時から、要配慮者等の把握、避難所等における予

防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、市は上記①から④を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を安房健康福祉センターに報告する。

(3) 飲料水等の安全確保対策

安房健康福祉センターは、災害により飲料水等の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応するとともに、市と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

2. 防疫等活動

災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、市は県と協力し、災害応急対策を行うための活動体制、薬剤・資器材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。

(1) 防疫活動体制の確立

市は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講じる。

(2) 実施主体

災害の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」に基づき、市及び県が実施する。

(3) 災害防疫の実施方法

① 防疫措置の強化

市は、災害の規模に応じた防疫措置を設け、対策の推進を図る。

② 広報活動の実施

市は、被災地住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

③ 消毒の実施

市は、感染症法第27条の規定により、消毒を行うものとし、使用する薬剤、器具等については、速やかに整備拡充を図る。

④ 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに県に対して薬剤の供給の支援を要請する。

(4) 患者の入院

安房健康福祉センターは、感染症法第19条の規定により、必要に応じ入院を勧告する。

(5) 防疫用薬剤の確保

県は、安房健康福祉センター等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に

必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図る。

(6) 報 告

市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告する。

3. 行方不明者の捜索・死体の処理計画

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される行方不明者等に対して速やかに捜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等の処理を行い、かつ、死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の捜索、収容、処理及び埋葬は、市長(本部長)が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長(本部長)はこれを補助するものとする。なお、知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長(本部長)が行うこととすることができる。

イ 当市限りで埋火葬が対応不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

ウ 警察等が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設(遺体収容所、検視場所、死体安置所)の確保は、県・市が場所の選定を行う。

(2) 実施体制

ア 市は、消防、警察、自衛隊等と協力して行方不明者の捜索を行う。

イ 死体の収容及び処理は、消防団、安房郡市消防本部、警察署を中心に行う。

(3) 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、市長(本部長)は、検案医師等について、必要に応じて市立富山国保病院に出動を命じ、安房地域医療センター及び安房医師会、安房歯科医師会、日赤等に出動を要請するほか、県、他市町村に応援を求める。

(4) 災害救助法による救助の基準等

災害救助法を適用した場合の救助基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。なお、同法の適用に至らない場合の応急対策は、同法が適用された場合に準じて的確に実施する。

① 死体の捜索

ア 捜索の対象者

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者とする。

(ア) 死亡した者の居住地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと。

(イ)死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと。

(ウ)死亡した原因は問わないこと。

イ 死体搜索期間

災害発生の日から10日以内とする

ウ 費用

搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等、輸送費及び賃金職員等雇上費は本市地域における通常の実費とする。

② 死体の処理

ア 死体を処理する条件

(ア)災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

(イ)居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、漂着した地域の市町村長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。

(ウ)警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号)、刑事訴訟法第229条(検視)、検視規則(昭和33年国家公安委員会規則第3号)に基づき、警察官の死体調査(検視)終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

イ 死体の処理内容

(ア)死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

(イ)死体の一時保存

(ウ)検案

表－死体の検案の手順

原則として、現地において館山警察署が検視(見分)した後の死体は医療・福祉部がその処理を引継ぎ、次のとおり実施する。

- ・ 死体の検案は、医療・福祉部が国保病院及び安房医師会等の協力をえて実施する。
- ・ 死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに、検案書を作成する。
- ・ 検案を終えた死体は、医療・福祉部が関係各部、各機関の協力を得て、市長(本部長)が指定する死体収容所(安置所)へ輸送する。

ウ 経費の限度額

(ア)洗浄・消毒等に関する費用は、死体1体当たり3,500円以内

(イ)一時保存に要する費用は、既存建物を利用する場合は当該施設等の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり3.3平方メートル範囲内とし、3.3平方メートルにつき5,400円以内

ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算

(ウ)検案に要する費用は、救護班によらない場合に限り、当該地域の慣行料金の額以内

エ 死体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

③ 埋 葬

災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行うもの。

ア 埋葬を行う場合

(ア)災害時の混乱の際に死亡した者とする。

(イ)災害のため埋葬を行うことが困難な場合とする。

イ 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。

ウ 埋葬の方法

(ア)埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。

(イ)埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

エ 費用

埋葬のために支出できる費用は、次のとおりとする。

大人(12歳以上) 215,200円以内とする。

子供(12歳未満) 172,000円以内とする。

④ 身元不明者等に対する措置

市長(本部長)は、警察本部長又は警察署長、知事と緊密に連絡し、身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるように協力する。

4. 動物対策

安房健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄され、又は、逃げ出した場合には、市、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物(危険動物)が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察、市その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

5. 清掃及び障害物の除去

災害による大量の廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等)や倒壊物・落下物等による障害物の発生は、住民の生活に著しい衛生環境の悪化と混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の処理施設の被害、通信、交通の混乱等を十分考慮したうえで、大量の廃棄物処理、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の環境の保全を積極的に図る。

(1) 清掃及び廃棄物の処理

市は、千葉県災害廃棄物処理計画(平成30年3月策定、以下「県計画」という。)及び、南房総市災害廃棄物処理計画(令和3年3月)に基づき、被災地で発生する災害廃棄物を適切に収集し、処理する。

① 実施機関

ア 被害時における被害地帯の清掃は、市長(本部長)が実施する。

イ 清掃及び廃棄物の処理に関する実務は、環境班が、他部の協力を得て行う。

ウ 市は、災害による大量の廃棄物が発生し市自ら処理することが困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、県が締結している「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を得て行う。

エ 県は、市に対する助言、情報提供を行う。

② 廃棄物の収集と処理

ア 市における組織体制

災害廃棄物対策組織として、施設・環境部環境班は、被害状況を把握しながら、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正、かつ、円滑な処理にあたる。

イ 災害廃棄物の処理方針

(ア) がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り分別、中間処理、リサイクル等による減量化したのち、最終処分場で適正に処分することとする。

(イ) 片付けごみ

片付けごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

(ウ) 生活ごみ

生活ごみ(避難所のものを含む)は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

(エ) 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。また、一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

(オ) し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があることから、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、県が締結する「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収

集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。

ウ 発生量の推計方法

市において、南房総市災害廃棄物処理計画で定める推計方法により発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

エ 仮置場の確保

膨大な量が発生する片付けごみやがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、市において県計画で定められた推計方法に準じて必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

オ 仮設トイレの確保

断水や浄化槽の故障等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、避難所の開設等により、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、市は避難所に仮設トイレを確保する。市の調達では不足する場合は県を通して調達する。

カ 災害廃棄物に関する啓発・広報

市において、住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

キ 県への事務委託

甚大な被害により自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物処理について県に事務の委託を行う。

ク 国における代替措置

大規模災害等により、都道府県、市町村ともに極めて大きな被害を受けた場合、環境大臣に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の5の規定に基づき、指定災害廃棄物の処理の代行を要請する。

資料編 p 92

ごみ処理施設

し尿処理施設

(2) 障害物の除去

① 住宅関連障害物除去計画

ア 実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。

なお、知事は、災害救助法が適用された場合においても、障害物の除去を迅速に行う必要があると認められるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

市単独での対応が不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

イ 障害物の除去の対象及び方法

(ア) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。

- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。

(イ)障害物除去の方法

- a 市(災害救助法が適用された場合は知事)は、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施
- b 半壊又は床上浸水により日常生活に欠くことができない居室等に運び込まれた障害物の除去に限ること(応急的救助に限ること)

(ウ)障害物除去の経費の限度額

経費の限度額

障害物の除去に要する費用は、1世帯当り137,900円以内

(エ)障害物の除去の実施期間

災害発生の日から10日以内に完了させるよう努めなければならない

②道路における障害物の除去

道路上の障害物の除去は、道路の機能を確保するため、自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡をとり、協力して交通の確保を図る。

特に「緊急輸送路線第一次路線」については最優先に実施する。

③河川・漁港の障害物の除去

ア 河川

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去、しゅんせつする。

イ 漁港

漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨海道路上の塵芥等の除去は漁港管理者が行う。

④東日本旅客鉄道株式会社における障害物の除去

ア 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、沿線付近の鉄道用地とする。ただし、鉄道用地等がないときは、公有地又は民有地を所有者と協議のうえ使用する。

イ 必要な機械器具の現況等

必要な機械器具は、災害の種類、規模及び程度により現有の機械器具が不足するときは、関係業者の協力を求め調達使用する。

(3)環境汚染の防止対策

ア 倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

イ 市は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

第15節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

■計画方針

震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

1. 応急仮設住宅の供与等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅や公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借り上げる。

(1) 応急仮設住宅の供与

①実施機関

ア 応急仮設住宅の供与は、市長(本部長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長(本部長)はこれを補助する。市長(本部長)は災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、応急仮設住宅の供与に着手する。知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、市長(本部長)に補助を行わせることができる。

イ 市長(本部長)は、本市のみで処理が不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

②供与の方法

ア 建設型応急住宅

あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設する。

イ 賃貸型応急住宅

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き家戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し借上げにより民間賃貸住宅を提供する。

ウ 市営住宅の斡旋

市営住宅の空き家戸数を常に把握し、台帳等を常に整備しておき、災害時に空き家がある場合は、一時使用を認め入居を斡旋する。その場合は要配慮者等の同居世帯を優先とする。

③住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施にあたっては、住宅事業者の団体と連携を図るとともに具体的な連携のあり方について検討する。

(2) 災害救助法による援助

災害救助法を適用した場合の建設基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

①建設場所

建設場所については、保健衛生、交通、教育等を考慮して、学校グラウンド、公園等公共用地を候補地とする。

なお、候補地では、必要とする用地面積に満たない場合は、私有地を利用することもできる。この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を行う。

②建設住宅の型式、規模及び費用

ア 建設住宅は平屋建てとし、必要に応じこれと同程度の長屋建てとする。

イ 設置規模は1戸当り 29.7 平方メートル、設置に要する費用は、1戸当り 5,714,000 円以内を平均基準とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

エ 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を仮設住宅として設置できる。

③実施期間

応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに工事を完成する。

(3) 管理及び処分**①入居基準**

応急仮設住宅の入居基準は、災害時において現実に本市に居住していることが明らかで、以下に掲げる者とする。

(ア) 住家が全焼、全壊、又は流失した者であること。

(イ) 居住する家がない者であること。

(ウ) 自らの資力では、住家を確保することができない者であること

(エ) 生活保護法の被保護者並びに要保護者

(オ) 特定の資産のない失業者

(カ) 特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、病弱者等

(キ) 特定の資産のない勤労者、小企業者

(ク) 前号に準ずる経済的弱者等

②応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める 2 年（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 7 条の規定に基づき、特定行政庁が建築基準法第 85 条第 3 項後段の規定にかかわらず同項の許可の期間を延長した場合においてはその期間）以内とし、その目的を達成した場合の処分については、災害救助法及びその運用による。

(4) 要配慮者への配慮

応急仮設住宅を建設する際には、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮していくとともに、要配慮者の優先入居に努めるものとする。

2. 住宅の応急修理

災害により、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。

(1) 実施機関

ア 住宅の応急修理は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、救助実施市以外の市町村の長は知事を補助する。

災害発生市町村の長は災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、住宅の応急修理に着手する。

知事は、災害救助法が適用された場合においても、住宅の応急修理を迅速に行う必要があると認められるときは、市長（本部長）に補助を行わせることができる。

イ 本市独自で処理不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急処理の実施に当たっては、協定に基づき、一般社団法人全国木造建設事業協会等と連携して実施する。

(3) 災害救助法による救助

災害救助法を適用した場合の修理基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

① 規模及び費用

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に最小限度の部分に対し現物をもって行うこととし、修理に要する費用は災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）のとおりとする。

② 修理期間

災害発生の日から 3 か月以内（内閣府に災害対策本部が設置された災害においては 6 か月以内）に完了）。

3. 建築基準法での緩和及び減免

(1) 建築確認等の制限の緩和

建築基準法第 85 条に基づき、被災区域等における建築物の応急修理工事等を行うものについての法的基準や建築確認等の申請を緩和することにより、応急仮設住宅建設、応急修理等の支援を行う。

(2) 建築確認申請手数料の減免等

災害により住宅等を滅失若しくは破損したとき、これを建築若しくは大規模な修繕を行う場合、

建築確認申請手数料を免除、又は減免する。

4. 資材の調達要請

市は、資材等が不足する場合は、県に要請し、調達の協力を求める。

5. 被災宅地危険度判定体制の整備

豪雨等により、宅地が大規模又は広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

県は被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努めるとともに、千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、県内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努め、被災時には両協議会の協力体制のもろ、迅速かつ的確な災害対応を図る。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

県は千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有するものを対象に、被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるための講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成に努めるとともに、被災時には市は市の要請に基づき、速やかに協力を依頼する等の派遣措置を行う。

6. 罹災証明書の交付体制の確立

市は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、市町村における実施体制の整備に必要な支援を行う。

また、被災時には、市は災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をする。また、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、被災市町村間の調整を図る。

第16節 ボランティアの協力

■計画方針

県及び市は、大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

市災害ボランティアセンターについては、市社会福祉協議会が中心となって運営することとしており、千葉県社会福祉協議会と市社会福祉協議会では「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、「災害時における相互支援マニュアル」が整備されていることから、県及び市は、その運営を支援する。

1. ボランティアの受入れ

(1) 設置の協議

発災後の被害状況からボランティアの受け入れが必要と判断したときは、市社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置を協議する。

(2) ボランティアの活動分野

ボランティアの活動内容については、災害時における支援活動マニュアル（南房総市社会福祉協議会版）のとおりとする。

2. ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部
- イ 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- ウ 財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ 一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

3. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、県民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「ちば県民活動PR月間」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民の理解と活動への参加の促進を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市市民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

4. 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実質的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県、市及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

(1) ボランティア窓口の設置

災害が発生し、被災者の救援等のため災害ボランティアの支援が多数予想される場合には、社会福祉協議会にボランティア窓口を設置する。

表－ボランティア窓口の設置場所

南房総市社会福祉協議会 ボランティアセンター	千倉保健センター 南房総市千倉町瀬戸 2705-6 三芳柔剣道場 南房総市谷向 83
---------------------------	---

備考：南房総市社会福祉協議会 南房総市谷向 109-1

TEL：0470-29-3729 FAX：0470-36-2261

(2) 市でのボランティアの登録

住民のボランティア希望者や直接現地へ来たボランティア希望者については、被災現地のボランティア窓口において受付を行い、災害対策活動に従事する。

(3) ボランティアの派遣

他市町村にボランティアを派遣する際には、県災害ボランティアセンターの指示を受けて、被災市町村と連絡のうえ、現地に派遣する。

(4) ボランティアニーズの把握

市は、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

福祉班は、県災害ボランティアセンターや市社会福祉協議会及び独自に活動するボランティア団体等と十分な情報交換を行い、密接な連携のもと効率的に救援救護を実施する。

(6) 感染症対策について

市町村災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市町村域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

5. ボランティアの受入れ体制**(1) 食事、宿泊場所の提供**

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 活動拠点及び資機材の提供

市は、ボランティアの活動拠点として提供した施設に、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材について可能な限り貸出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて、ボランティアを受入れる市が負担する。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、市は、市内で活動するボランティアの把握に努め、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

6. 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、資料編に示す「日赤千葉県支部ボランティア育成計画」に基づき研修・訓練を実施する。

また、大規模災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受付、連絡調整等を行う防災ボランティアリーダー(コーディネーター)の養成を進める。

資料編 p 84	日赤千葉県支部ボランティア育成計画の内容
----------	----------------------

7. 千葉県防災支援ネットワーク基本計画に基づく広域連携体制の確立

大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊(自衛隊等)、医療救護活動(DMA T等)、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成 26 年 2 月に策定した千葉県防災支援ネットワーク基本計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。なお、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な計画については、千葉県が別途作成し広域防災拠点の運用を図ることとなっている。

(1) 救援部隊

被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。

(2) 医療救護

被災状況に応じて、災害医療本部が中心となり、広域防災拠点(災害拠点病院等)と連携し、県外からのDMA Tの受入れや重症傷病者の航空搬送等について調整する。

(3) 救援物資

平成 25 年 1 月に締結した「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、民間物流事業者と連携のうえ、被災状況に応じて救援物資の受入れ先を選定し、物資の管理、市町村物資拠点への輸送を行う。

(4) 災害ボランティア

被害状況に応じて、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。当センターの運営は千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

第17節 労働力充足計画

■計画方針

災害応急対策の実施にあたり、応急対策上必要な労働力の確保に努め、市民生活等の回復、復旧に努める。

1. 実施体制

災害対策上必要とされる労働力の確保は、原則として各部で行う。

2. 実施方法

ア 災害応急対策は、原則としてそれぞれ自己の保有する労働力で実施する。

イ 市は、災害応急措置の実施において作業員等を必要とするときは、当該機関の所在地を管轄する公共職業安定所長に対し、求人の申込みにより人員の確保を図る。

第18節 ライフライン施設等の応急・復旧計画

■計画方針

電力施設、通信・放送設備については、事業者の定める計画に基づき、応急対策を行うとともに、速やかに復旧活動を行う。

1. 電力施設応急対策計画

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、早期復旧による迅速な供給再開、感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点に応急対策を推進する。

(1) 応急対策方法

災害時における応急対策は、次のとおりとする。

① 目的

台風、雪害、洪水、地震、塩害その他非常災害に際し、電力各施設の被害を最小にとどめるとともに、被害の早期復旧を図る。

② 非常態勢の組織

施設の管理者である東京電力パワーグリッド株式会社は非常災害対策本部（以下「本部」）を千葉総支社に置き、本部の下に総務班、広報班、情報班、工務復旧班、配電復旧班、建築復旧班、用地復旧班、通信班、給電班の9班を置く。また、木更津支社には非常対策支部を置く。

木更津支社 木更津市貝渕 3-13-40 電話 0438-55-5002

③ 組織の運営

非常体制が発令された場合は、本部及び支部を設け、非常災害に対処する各業務を実施する。

④ 非常対策前の対策

非常災害の発生するおそれのある場合は、非常体制の発令以前においては職制を通じ、発令以後は組織を通じて設備ごとに有効適切な予防対策を講じ、万全を期する。

⑤ 被害復旧対策

本部及び支部は、各設備の被害状況を速やかに掌握し、次の事項につき復旧計画を立てる。

- ア 復旧応援隊の必要の有無
- イ 復旧作業隊の配置状況
- ウ 復旧資機材の調達
- エ 電力系統の復旧方法を検討
- オ 復旧作業の日程
- カ 仮復旧の完了見込み
- キ 宿泊施設、食料、衛生対策等の手配

ク その他必要対策

⑥復旧順位

各設備の復旧順位は原則として、災害状況及び各設備の災害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

⑦復旧応援隊の組織及び運営

被害が多大で、当該非常対策本（支）部のみの工事力では早期復旧が困難な場合には、「復旧応援隊の運営」に基づき復旧隊を組織し、復旧作業にあたる。

⑧災害速報

災害及び復旧状況の連絡は、情報班が迅速に行い、概況の把握に努める。

(2) 災害発生時の対策

①各設備の運転保守について

ア 災害発生時といえども、需要家サービス並びに治安維持のため原則として送電を維持する。

イ 浸水、建物倒壊等により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は運転不能が予測される場合は、運転を停止し、関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待避する。なお、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

②被害状況の収集、周知

全般的な、災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。

ア 被害状況の収集

(ア) 本部

- ① 電話連絡が可能な場合は、各支部から状況報告を受け、速やかに被害全般を掌握する。
- ② 電話連絡が不可能な場合は、あらかじめ定められた方法によるほか、必要に応じて船艇、航空機等を利用して連絡に努めるとともに、自衛隊、警察、報道機関等による情報収集などあらゆる方法を講じて速やかに被害の全般を掌握する。

(イ) 支部

- ① 各支部は、災害発生後速やかに各設備の巡視を行い、被害状況の把握に努める。
- ② 被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設のみ巡視して適宜な方法により被害状況の把握に努める。

イ 被害状況の周知

(ア) 本部の情報班は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、PR車、ビラ等を利用し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努める。

(イ) 監督官公庁に報告あるいは連絡し、復旧作業に対する協力等を要請する。

2. 通信・放送施設応急対策計画

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関において、必要な応急復旧対策を迅速に講じる。

(1) NTT東日本株式会社の通信施設災害対策計画

①活動体制

ア 災害対策本部等の設置

災害が発生した場合、その状況により千葉事業部災害対策本部に設置し、情報の収集伝達及び応急対策を実施できる体制をとる。

イ 情報連絡体制

災害の発生にともない情報連絡体制を確立し、情報の収集、伝達に当たる。なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される気象警報等の各種警報等について速やかに県、市に通報する。

②発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検を行う。

- ア 電源の確保
- イ 災害対策用無線機装置類の発動準備
- ウ 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- エ 局舎建築物の防災設備の点検
- オ 工事用車両、工具等の点検
- カ 保有資材、物資の点検
- キ 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常等の事態の発生により、通信の疎通の困難、通信の途絶等の場合にも、最小限度の通信を確保するため、次の応急措置を行う。

- ア 通信の利用制限
- イ 災害対策機器等の配備
- ウ 災害時用公衆電話の設置
- エ 回線の応急復旧
- オ 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)の提供開始

③広 報

災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- ア 通信途絶、利用制限の理由と内容
- イ 災害復旧措置と復旧見込時期
- ウ 通信利用者に協力を要請する事項

エ 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板 (web171)の提供開始

④応急復旧対策

通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。
災害復旧工事については、次の工事を実施する。

ア 電気通信設備を応急的に復旧する工事

イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) 株式会社NTTドコモの通信施設災害対策計画

①災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策を実施できる体制をとる。この場合、県、市及び各防災機関と緊密な連絡を行う。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

②発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

(ア)可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の発動準備

(イ)移動電源車等、発動発電機の発動準備

(ウ)局舎建築物の防災設備等の点検

(エ)工事用車両、工具等の点検

(オ)保有資材、物資の点検

(カ)局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になるか、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

(ア)通信の利用制限

(イ)可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の設置

(ウ)携帯電話・衛星携帯電話による臨時電話の設置

(エ)回線の応急復旧

ウ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

(ア)通信途絶、利用制限の理由と内容

(イ)災害復旧措置と復旧見込時期

(ウ)通信利用者に協力を要請する事項

③応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI 株式会社

KDDI 株式会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局舎の点検をするとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般住民を対象に災害用伝言板サービス及び災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク株式会社

ソフトバンク(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

(5) 楽天モバイル株式会社

楽天モバイル(株)では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。

また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

(6) 日本郵便株式会社

応急措置は、以下のとおりとする。

ア 被災地における郵便の運送及び集配の確保又はその早期回復を図るため、災害の状況に応じて、運送又は集配の経路及び方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等の応急措置を講じる。

イ 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を行うため、被災により業務継続が不能となった郵便局の窓口についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便局等による臨時窓口の開設、窓口支払い資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱い日の変更等の措置を講じる。

(7) 放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安・混乱の防止、防災対策の促進等に努める。また、法律に基づいて、市の要請による防災情報の伝達にあたる。

第4章 災害復旧計画

災害により被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、市民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

第1節 被災者の生活確保に関する計画

■計画方針

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、さらに地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図るため、関係防災機関と協力し民生安定のための被災者の生活確保に関する緊急措置を講じる。

1. 被災者に関する支援の情報の提供等

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。また、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、実施した支援について被災者に関する情報を提供する。

また、県は国及び市町村と連携し、被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。

2. 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

市は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努める。

- ア 価格及び需給動向の把握並びに情報を提供する。
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力を要請する。

3. 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

ア 市長は必要に応じ、市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

イ 市長は、被災者のための生活に関する相談所を設け、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

ウ 住民に対し、同報系防災行政無線、広報紙、掲示板等を活用し被災者支援や復旧に関する広報を行う。

エ 報道機関に対し、イと同様の発表を行う。

4. 租税の徴収猶予及び減免等(税務・会計班)

被災者に対し、地方税法及び市税条例に基づき、市税の納期限の延長、執行猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて、次の措置を適切な方法で実施する。

- ア 災害等による期限の延長
- イ 市民税の減免
- ウ 固定資産税の減免
- エ 軽自動車税の減免
- オ 国民健康保険税の減免

5. 災害見舞金等の支給(福祉班)

(1) 千葉県災害弔慰金の支給等に関する条例による支給

ア 災害弔慰金の支給

「千葉縣市町村災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

イ 災害障害見舞金の支給

「千葉縣市町村総合事務組合条例」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

ウ 災害援護資金の貸付

「千葉縣市町村総合事務組合条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しのために災害援護資金の貸し付けを行う。

資料編 p 129

災害見舞金等の支給額

(2) 市からの見舞金

- ア 対 象：災害により住宅が全焼又は全壊した世帯
- イ 見舞金額：市社会福祉協議会から 10 万円

(3) 生活福祉資金の貸付

県が生活福祉資金貸付制度により、予算の範囲内で、同制度での災害援護資金の貸付を行うもので、その概要は以下のとおりである。

ア 貸付対象

低所得者世帯等のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生ができる世帯

イ 貸付金額

一世帯 150万円以内

ウ 据置期間

1 年以内

エ 償還期間

据置期間経過後7年以内

オ 利 子

連帯保証人を立てた場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年 1.5%

カ 保証人

原則連帯保証人必要。但し、連帯保証人を立てない場合も貸付可能

キ 償還方法

年賦、半年賦又は月賦

ク 申込方法

官公署の発行する被災証明書を添付し、民生委員・児童委員を通じ、南房総市社会福祉協議会に申し込む。

6. 被災者生活再建支援金の支給(救援班)

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、被災者生活再建支援法に基づき支援する。

(1) 対象災害(自然災害)

対象となる自然災害は、次の項目に該当する場合である。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)
- ⑤ ③又は④の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)
- ⑥ ③又は④に規定する都道府県が 2 以上ある場合において、その自然災害により 5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口 5 万人未満の市町村にあっては 2 世帯以上)

(2) 制度の対象となる被災世帯

対象となる被災世帯は、上記(1)による自然災害により被害を受けた世帯で、次のいずれかに該当する場合である。

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯)

⑤住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

（３）支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の２つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が１人の場合は各該当欄の金額の３／４の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額 （全壊・解体・ 長期避難・ 大規模半壊）	200 万円	100 万円	50 万円
支給額 （中規模半壊）	100 万円	50 万円	25 万円

資料編 p 129

対象世帯別支給限度額

対象世帯別支給限度額（単身世帯）

（４）支援金支給手続

支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは支給決定等を行う。

（被災者支援法人として（公財）都道府県センターが指定されている。）

７．中小企業への融資（商工班）

経営安定資金の融資対策を講じる。

（１）市町村認定枠

ア 融資対象者

- ・激甚災害により被害を受けた者
- ・中小企業信用保険法第２条第４項第４号の規定による認定を受けた者

イ 融資使途及び期間

- ・設備資金 10 年以内
- ・運転資金 7 年以内

ウ 融資限度枠 1 中小企業者 8,000 万円以内

エ 融資利率 年 1.0%～1.4（融資期間により異なる。）

(2) 一般枠

- ア 融資対象者
知事が指定する災害により被害を受けた者
- イ 融資使途及び期間
・設備資金 10年以内
・運転資金 7年以内
- ウ 融資限度枠 1 中小企業者 8,000万円以内
- エ 融資利率 年1.1%～1.7%（融資期間により異なる。）

(3) 激甚災害枠

- ア 融資対象者
激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた方
- イ 融資使途及び期間
・設備資金 10年以内
・運転資金 7年以内
- ウ 融資限度額 1 中小企業者 8,000万円以内
- エ 融資利率 年1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）

(4) 高度化融資（災害復旧貸付）

既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、または、災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用

- ア 貸付期間
最長20年（うち据置期間3年以内）
- イ 貸付金利
無利子
- ウ 貸付割合
貸付対象事業費の90%以内

8. 農林漁業者への融資（産業班）

農林漁業者への融資は資料編に示す。

資料編 p 130～131

農林漁業者への融資

9. 被災事業主、被災求職者等への支援

国は、公共職業安定所に雇用相談の臨時又は特別窓口を開設し、国の対策の有効活用が図られるよう相談・援助を行う。

10. 保険料の減免(衛生・医療班)

被災した介護保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、保険料の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

11. 罹災証明書の交付(税務・会計班)

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、早期に罹災証明を交付する。

12. 義援金の受け付け・配分(税務・会計班、福祉班)**(1) 義援金の受け付け**

税務・会計班は、県及び日赤千葉県支部と連携をとり、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に義援金受入れ口座を開設し、保管する。

(2) 義援金の配分

福祉班は、義援金の配分にあたっては、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

第2節 生活関連施設災害復旧計画

■計画方針

各ライフライン施設、農林業用施設又は道路・河川・港湾等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

1. 水道施設(安房郡市水道部)

応急復旧により最低限の給水が確保された段階で、水道事業の早期正常化を図るため総合的かつ計画的に施設の本復旧を進める。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- ア 取水・導水・浄水・送水・配水施設及び主要管路等の基幹施設について、最優先で復旧を行う。
- イ 復旧にあたっては、施設及び管路の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とし、断水リスクの低減を図る。
- エ 地域の計画的復興に伴い、必要な施設整備を行い、将来需要や地域構造の変化を踏まえた復旧を実施する。
- オ 資器材の不足に備え、広域応援や民間事業者との協定等を活用し、復旧作業を円滑に進める。

(2) 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 被災状況を踏まえ、計画的に漏水調査を実施する。
- イ 調査結果に基づき、漏水修理計画を作成し、次の点に留意して実施する。
 - この場合は次の点に留意する。
 - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
 - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。
 - (ウ) 広域的な管路損傷に備え、応援職員の受け入れや資材調達体制を確保する。

2. 電気施設(東京電力パワーグリッド株式会社)

原則として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、市民の安心と生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

ア 火力発電設備

- (ア) 系統に影響の大きい発電所
- (イ) 局配負荷供給上必要な発電所

イ 送電設備

(ア) 送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ①全回線送電不能の主要線路
- ②全回線送電不能のその他の線路
- ③一部回線送電不能の重要線路
- ④一部回線送電不能のその他の線路

ウ 変電設備

- (ア) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- (イ) 都市部に送電する系統の送電用変電所
- (ウ) 重要施設に供給する配電用変電所

エ 通信設備

- (ア) 給電指令回線並びに制御・保護・監視回線
- (イ) 保守用回線
- (ウ) 業務用回線

オ 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、公官庁等の公共機関、避難場所、その他の重要施設への供給回線を優先的に送電する。

3. 通信施設（N T T 東日本株式会社）

災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位に従って実施する。

資料編 p 132	回線の復旧順位
資料編 p 133	機関の復旧順位

4. 医療施設（衛生・医療班、医療機関）

医療施設は人命救護に係わる施設の中核であり、優先的に復旧計画を立てる。なお、被害の状況、復旧の難易度等を勘案し、復旧効果の大きいものから復旧を行う。

（1）被害状況の調査

- ア 医療施設
- イ 医療施設のインフラ施設
- ウ 医薬品

これらの調査結果に基づき、被災した医療施設の修理復旧計画を、水道、電気、ガスなどの供給再開の優先順位を勘案しつつ作成する。

（2）復旧計画

復旧活動は医療・救護活動と並行して行われることが予想され、医師や看護師等医療従事者の指示のもとに、必要最低限のものから行い、状況に合わせて順次復旧効果の大きいものから進める。

また、医療品の調達は、原則として市内の医療品小売り業者から市長が一括購入する。
ただし、災害救助法が適用された場合には知事が行う。

5. 農林・水産施設(産業班)

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行う。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 用水施設

(ア)取水施設、用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業用生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ)用水路護岸の破壊で、決壊のおそれがあるもの

イ 貯水施設

(ア)ため池、ダム等の堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池、ダム等の下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ)決壊したため池、ダム等を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

エ 排水施設

(ア)堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ)護岸等の決壊で、破堤のおそれがあるもの

(ウ)被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

オ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行う。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 治山施設

治山施設(地すべり防止施設を含む)の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 漁港施設

漁港施設管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 海岸保全施設

- (ア) 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (ウ) 護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ 漁港施設

- (ア) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能、又は著しく困難であるもの(他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。)
- (ウ) 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- (エ) 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じさせるおそれがあるもの

6. 公共土木施設(施設班)

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧に当たっては、被害者の救護・救援活動や緊急物資の輸送に対処することを最優先に実施するものとし、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行うものとする。

(2) 河川等

河川等の施設管理者は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 河川管理施設

- (ア) 堤防の決壊、護岸、天然河岸の破壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (イ) 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- (ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深堀れで、根固めをする必要があるもの
- (エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- (オ) 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置した場合には、人家、公共施設等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの

ウ 海岸保全施設

- (ア) 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

(ウ)護岸、水門の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

エ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第3節 激甚災害の指定に関する計画

■計画方針

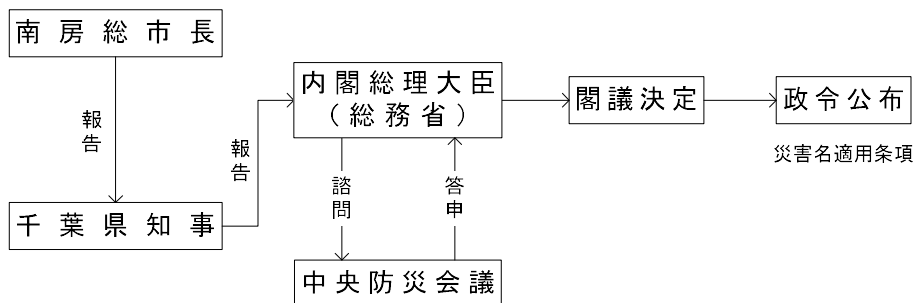
県及び市は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速、かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。

1. 激甚災害指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、千葉県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

図－激甚災害指定の流れ



(1) 激甚災害に関する調査報告

知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせ、関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。

このため市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

2. 激甚災害に係る財政援助等

激甚法により財政援助等を受ける事業は資料編に示す。